

豊山町障害者福祉計画

第7期障害福祉計画

第3期障害児福祉計画

令和6年3月

豊山町



## 目次

---

第1章 計画の概要	
1 計画策定の趣旨 .....	1
2 計画の位置づけ .....	2
3 計画の期間.....	3
4 計画の策定体制 .....	4
第2章 豊山町の障がい者を取り巻く現状	
1 人口ピラミッド .....	5
2 世帯状況 .....	6
3 身体障がい者の状況 .....	6
4 知的障がい者の状況 .....	7
5 精神障がい者の状況 .....	8
6 難病患者の状況 .....	8
7 高齢化率の推移 .....	9
8 ヒアリング調査 .....	10
第3章 第7期障害福祉計画	
1 障害福祉計画の方針 .....	12
2 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方 .....	14
3 サービス及び相談支援の提供体制 .....	16
4 令和8年度の成果目標.....	17
5 障がい福祉サービス等の見込み量 .....	21
第4章 第3期障害児福祉計画	
1 障害児福祉計画の方針.....	38
2 令和8年度の成果目標.....	39
3 障害児福祉計画のサービス等の見込み量.....	41
第5章 計画の推進体制	
1 関係機関等との連携 .....	43
2 計画の進捗管理 .....	43
資料編	
1 第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査結果 ..	44
2 豊山町障害者福祉審議会 .....	49
3 計画の策定経過 .....	54
4 ライフステージ相談・支援チャート .....	55
5 用語集 .....	57

※「障害」の「害」については、条例や規則に記載されている場合や、団体の名称、組織名、法律名、国、県、町の計画名や事業名を除き、可能な限り「害」の表記をひらがなにしています。



# 第1章 計画の概要

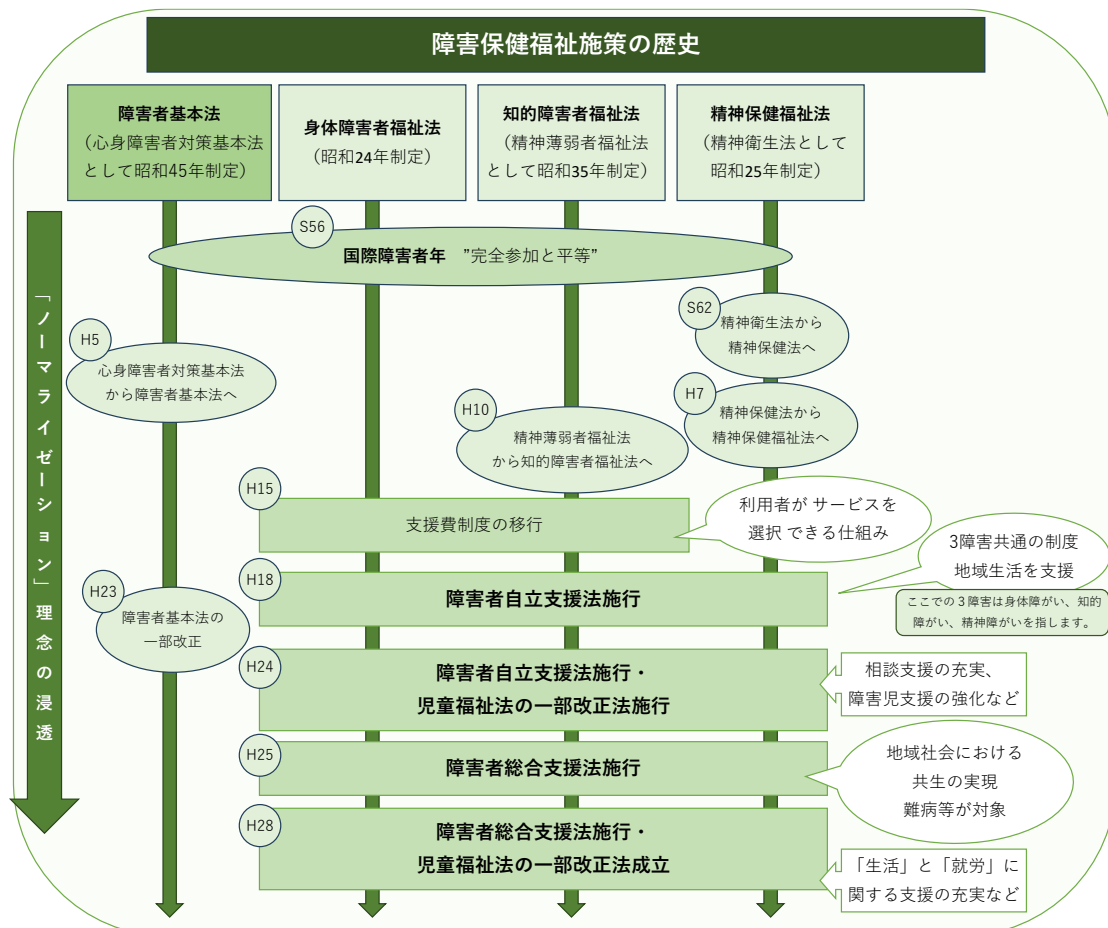
## 1 計画策定の趣旨

豊山町（以下「本町」という。）では、「誰もがその人らしく、ともに暮らせる社会の実現」を基本理念とした「豊山町障害者福祉計画（第5次障害者計画・第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」を令和3年に策定し、さまざまな障がい者福祉施策を推進するとともに、この基本理念の下で障がい福祉サービス等の円滑な実施を進めてきました。

国においては、障がいの有無にかかわらず、人格と個性を尊重し合いながら共生する社会（以下「共生社会」という。）の実現を目指し、障がいのある人の地域生活を支援するためのサービス基盤整備等の方向性を定めた「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）を示しています。

この度、「豊山町障害者福祉計画（第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画）」の計画期間が令和5年度をもって終了することから、障がい福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、障害児相談支援、地域生活支援事業を提供するための体制を確保するとともに、国の障がい者福祉の方針と県の動向を踏まえ、本町における障がいのある人の福祉の一層の充実を図るため、新たに「豊山町障害者福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）」を策定します。

図表 1 障害保健福祉施策の歴史



## 2 計画の位置づけ

### (1) 計画の位置づけ

「障害福祉計画」は、障害者総合支援法第 88 条に基づく、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供の確保に関する計画です。

「障害児福祉計画」は、児童福祉法第 33 条の 20 に基づく、障がい児支援の提供体制を確保するための計画です。

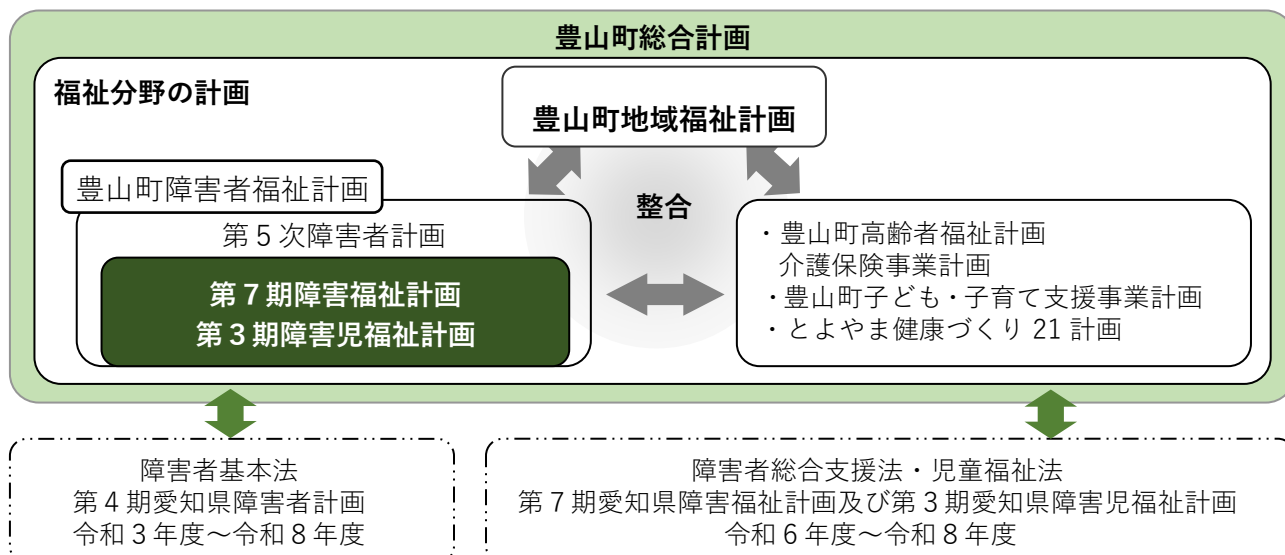
本計画は、障がい者施策のなかの障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画と位置づけて策定するとともに、障がい児支援体制の確保や地域共生社会の理念を含めた計画とします。また、上位計画である「豊山町総合計画」やその他の福祉関連計画との整合を図りながら推進します。

図表 2 計画の位置づけ

	障害者計画	障害福祉計画	障害児福祉計画
根拠法令	障害者基本法 第 11 条第 3 項 (平成 28 年 4 月 1 日施行)	障害者総合支援法 第 88 条第 1 項 (平成 30 年 4 月 1 日施行)	児童福祉法 第 33 条の 20 第 1 項 (平成 30 年 4 月 1 日施行)
性格	障がい者施策に関する基本的な事項を定める中長期的な計画	障がい福祉サービス等の量と提供体制を確保するための計画	障がい児支援の提供体制を確保するための計画
計画期間	令和 3 年度～令和 8 年度	令和 6 年度～令和 8 年度	令和 6 年度～令和 8 年度

両計画の策定にあたっては、国の定める基本指針を踏まえ、「障害者基本計画(第 5 次)」や「あいち障害者福祉プラン」との整合を図るとともに、本町における最上位計画である「豊山町総合計画」や福祉分野の上位計画である「豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」、その他「豊山町高齢者福祉計画・介護保険事業計画」「豊山町子ども・子育て支援事業計画」「とよやま健康づくり 21 計画」などの町の各種関連計画との整合を図ります。

図表 3 各種関連計画との整合性



## (2) 計画の対象者

計画の対象者は、障害者基本法に定めるすべての障がいのある人を対象とします。

### 【障害者基本法（抜粋）】

#### 第一章 総則

##### (定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和8年度までの3年間とします。

3年ごとの見直しだけでなく、定期的にその進捗状況を把握・評価するため、毎年、実施事業の結果を把握し、審議会等の意見を聴き、計画期間内であっても必要に応じて計画の見直しを行います。

図表 4 計画期間

計画名	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者計画	第5次障害者計画					
障害福祉計画	第6期			見直し	第7期	
障害児福祉計画	第2期				第3期	

## 4 計画の策定体制

### (1) 豊山町障害者福祉審議会による審議

本計画の策定にあたり、計画内容を審議するために「豊山町障害者福祉審議会」は、関係団体の代表、学識経験者等9名で構成され、様々な見地から審議等を行っていただきました。

### (2) 関係団体ヒアリング調査

令和5年8月に、障がいのある人やその家族の団体及び障がいのある人たちの支援団体に対しヒアリングを実施し、障害者福祉に対する意見を聴取しました。

### (3) パブリックコメントの実施

計画策定にあたって広く町民からの意見を募るため、計画素案を公表し、町民からの意見募集を行う「パブリックコメント」を実施しました。



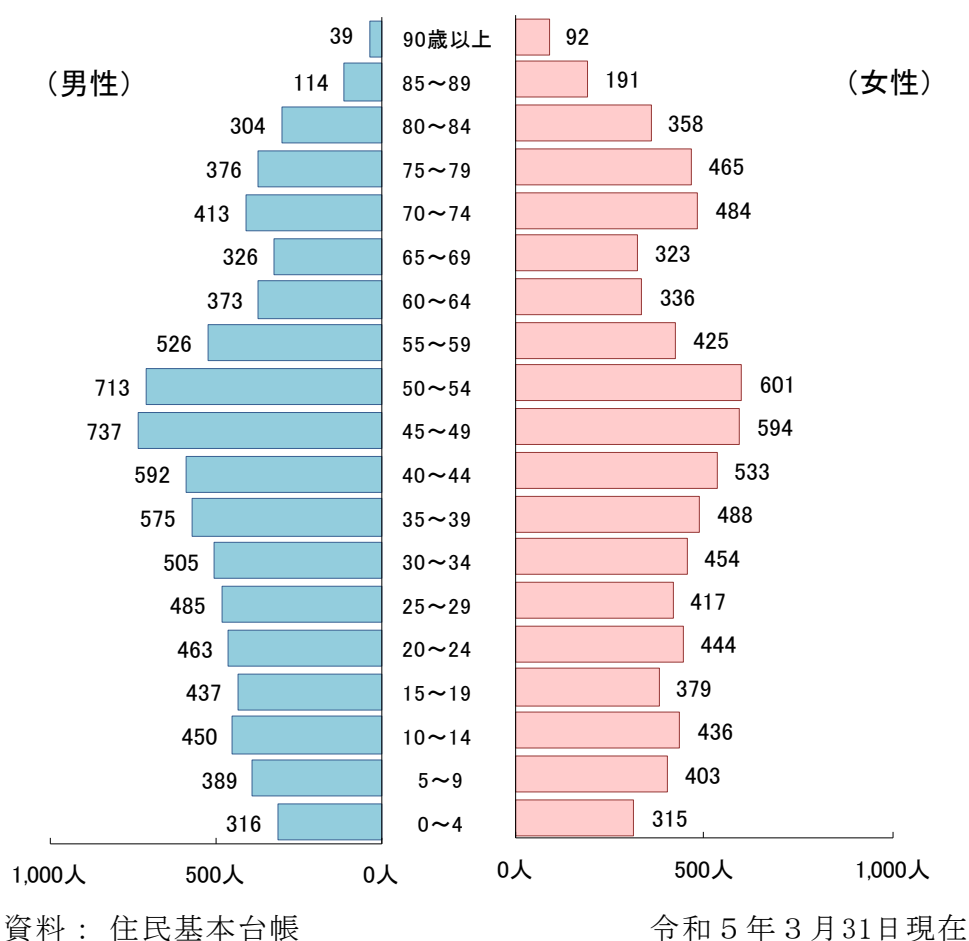
## 第2章 豊山町の障がい者を取り巻く現状

### 1 人口ピラミッド

本町の総人口は令和5年3月31日時点で15,871人であり、そのうち65歳以上の高齢者が3,485人、高齢化率は22.0%となっています。

年齢階層別にみると、男女とも45～54歳の人口が、その他の年齢階層と比較して多くなっています。また、高齢化率は男性（19.3%）よりも女性（24.7%）の方が高くなっています。

図表5 人口ピラミッド

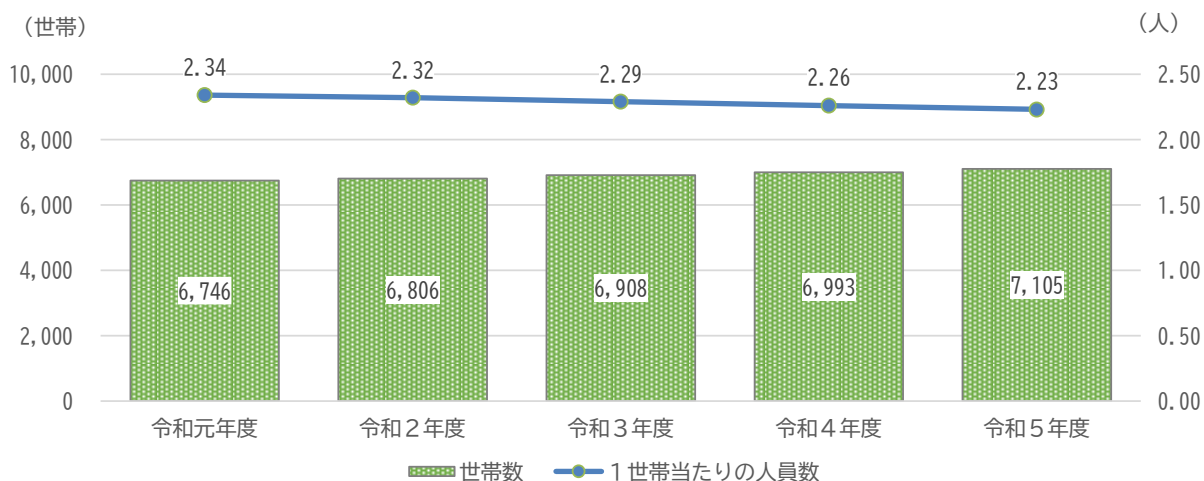


## 2 世帯状況

世帯の状況を見ると、一般世帯数は令和元年以降継続して増加しており、令和5年時点で7,105世帯となっています。

一方で、一世帯当たりの人員は令和元年の2.34人から令和5年の2.23人と減少しており、世帯の小規模化が進んでいます。

図表 6 世帯状況の推移



資料：住民課 住民・年金グループ（各年度4月1日現在）

## 3 身体障がい者の状況

### (1) 身体障害者手帳所持者の推移

身体障害者手帳所持者の推移をみると、「2級」が増加傾向にあります。

また、推移を年齢別にみると、18歳以上で令和元年度の411人から令和5年度の420人と、9人増加しています。

図表 7 身体障害者手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	120	123	133	131	127
2級	52	50	53	59	64
3級	110	109	99	101	104
4級	97	99	97	97	92
5級	18	18	17	19	20
6級	24	20	20	23	23
18歳未満	10	9	10	12	10
18歳以上	411	410	409	418	420
合計	421	419	419	430	430

資料：福祉課 福祉グループ（各年度4月1日現在）

## 4 知的障がい者の状況

### (1) 療育手帳所持者の推移

療育手帳所持者数は、横ばい傾向にあり、令和5年度で110人となっています。

年齢別で見ると、18歳未満で令和元年度の24人から令和5年度の37人と、13人増加しています。

図表 8 療育手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
18歳未満	24	40	41	37	37
18歳以上	83	69	69	70	73
合計	107	109	110	107	110
総人口	15,797	15,766	15,835	15,819	15,871
総人口に占める割合(%)	0.68	0.69	0.69	0.68	0.69

資料：福祉課 福祉グループ（各年度4月1日現在）

### (2) 療育手帳所持者数の状況

判定別で見ると、いずれの判定区分も横ばい傾向となっています。

図表 9 療育手帳所持者数の状況

(単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
A判定	29	29	30	27	28
B判定	26	25	26	29	26
C判定	52	55	54	51	56
合計	107	109	110	107	110

資料：福祉課 福祉グループ（各年度4月1日現在）

## 5 精神障がい者の状況

### (1) 精神障害者保健福祉手帳所持者の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者の推移をみると、令和元年以降継続して増加しており、令和5年時点で154人となっています。

また区分別でみると、2級が令和元年度の63人から令和5年度の91人と28人増加しています。

図表 10 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

(単位:人)

区分	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1級	18	16	15	19	18
2級	63	73	80	86	91
3級	34	34	32	35	45
合計	115	123	127	140	154
総人口	15,797	15,766	15,835	15,819	15,871
総人口に占める割合(%)	0.73	0.78	0.80	0.89	0.97

資料：福祉課 福祉グループ（各年度4月1日現在）

### (2) 自立支援医療（精神）利用者数の推移

自立支援医療（精神）利用者数の推移を見ると、令和元年以降継続して増加しており、令和5年度時点で289人となっています。

図表 11 自立支援医療（精神）利用者数の推移

(単位:人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	197	210	227	230	289

資料：福祉課 福祉グループ（各年度4月1日現在）

## 6 難病患者の状況

難病患者の推移を見ると、令和元年以降継続して増加しており、令和5年度時点で84人となっています。

図表 12 難病患者数の推移

(単位:人)

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者数	68	81	80	84	84

資料：福祉課 福祉グループ（各年度4月1日現在）

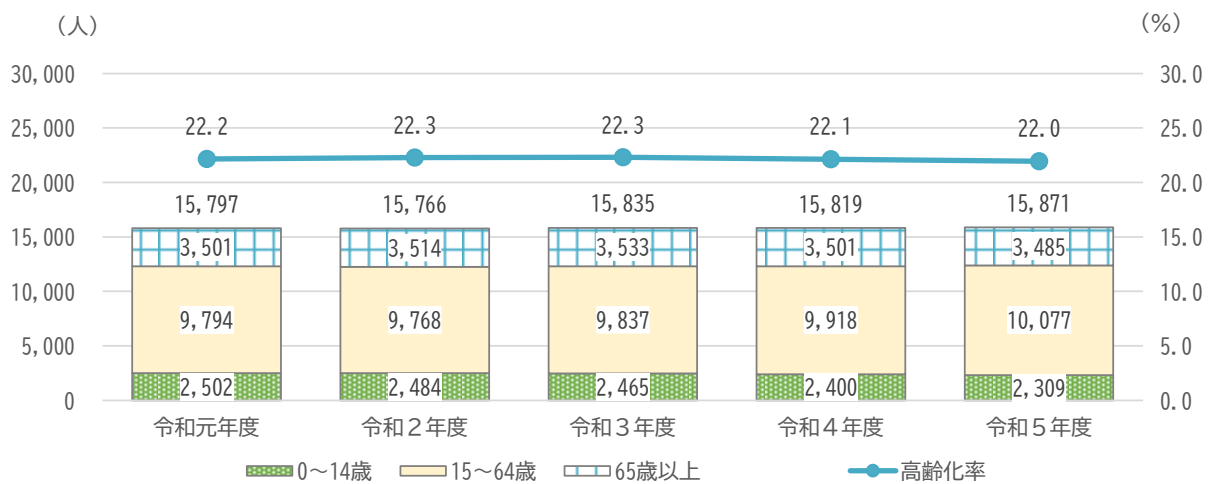
## 7 高齢化率の推移

本町の総人口は令和元年度以降、横ばい傾向で推移しています。

年齢3区分別でみると、生産年齢人口の割合が増加傾向にあるのに対し、年少人口の割合は減少が続いており、少子化傾向にあることが伺えます。

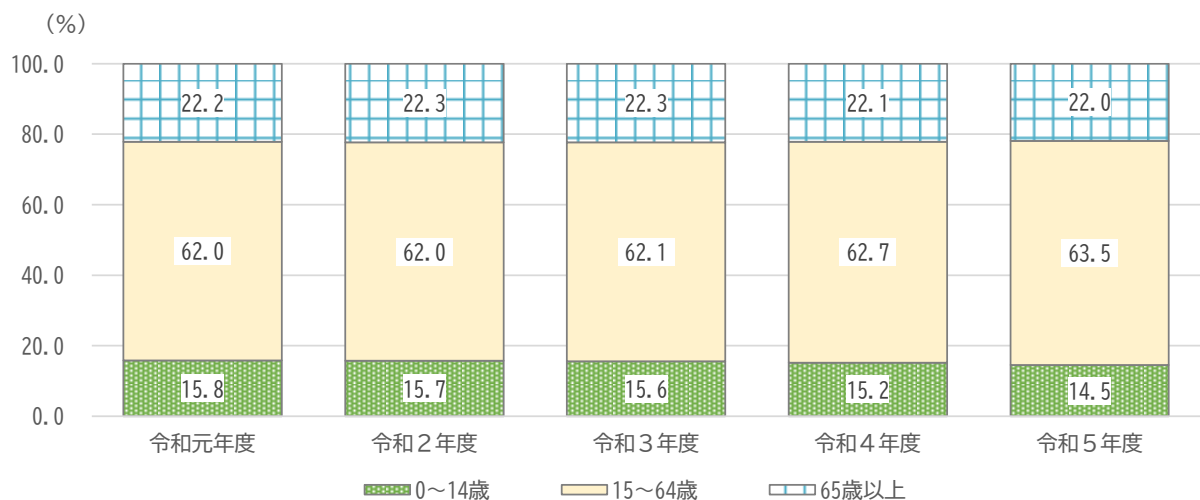
高齢者数は令和元年度から令和3年度にかけて増加傾向でしたが、令和4年度以降減少に転じています。高齢化率（総人口に占める65歳以上の高齢者の割合）はいずれの年度でも22%以上を推移しています。障がいのある人の高齢化が進行しており、障がい者施設から高齢者施設への移行の対応が課題となっています。

図表 13 人口の推移（年齢3区分別）と高齢化率



資料：住民課 住民・年金グループ（各年度4月1日現在）

図表 14 人口構成比の推移（年齢3区分別）と高齢化率



資料：住民課 住民・年金グループ（各年度4月1日現在）

## 8 ヒアリング調査

### (1) 調査の目的

今後の障がい福祉サービスを中心とする、障がい福祉施策の在り方を検討するため、本町において活動されている関連団体に対して、障がい福祉施策に関する現状や今後の展望についてヒアリングを実施しました。

### (2) 調査方法

ヒアリングについては、新型コロナウイルス感染症の蔓延を鑑み、調査シートを令和5年8月に下記の団体へ配布し、記入して頂いたものをもとに取りまとめました。

	団体名	団体対象者
1	デイジーポテト	障がいのある人の親の集まり
2	豊山町福祉作業所保護者会	身体及び知的障がいにより就労が困難な人の家族の集まり
3	スマイリー	発達障がいのある児童の親の集まり

### (3) ヒアリング結果

#### ① 現状と課題

団体名称	現 状	課 題
デイジーポテト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・情報交換、交流などを隔月の定例会で実施している。</li> <li>・成年後見制度やグループホームなどのテーマで学習会を実施している。</li> <li>・過去に二回、講演会を企画した。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の障がい児者の家族となかなか繋がれていない。</li> <li>・防災対策に関しては、学習会のテーマとして互いの居住地の確認はしているものの、具体的な対策までは検討できていない。</li> </ul>
豊山町福祉作業所保護者会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・作業所で制作した物品の販売を行っている。</li> <li>・イベントで販売協力を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・複合的な問題を抱えた人たちは障がい者施設を利用したり、障がい者を持つ親たちが集まり、話し合って解決している。</li> </ul>
スマイリー	<ul style="list-style-type: none"> <li>・不定期に集まり、近況報告や悩み相談、情報交換等を行っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンバーの主である母親の就業増加等により、対面活動に課題を感じている。</li> </ul>

## ② 要望・提案

### 提案・要望

- ・避難所の利用は困難と考えている方が多いため、自宅での対応も考えられないか。
- ・子に重い障がいがある親子は 8050 問題と同様の課題があるが、利用できるサービスが少ない。
- ・重症心身障がい者が利用できるショートステイが少ない。
- ・小学校で福祉実践教室が行われているが、差別が生じやすい知的障がいについては触れていないため、積極的に考えてほしい。
- ・ユニバーサルスポーツの試みについて、障がいのある人が参加しやすい時間帯などを考慮した上で推進してほしい。
- ・地域の共生社会推進のため、障がいを始めとする少数者についての啓発や交流する機会を創出することを保障してほしい。
- ・社会福祉協議会には、高齢者福祉のようなアウトリーチ活動を推進し、指導や教育的なアプローチでなく、人権に配慮した支援を推進してほしい。
- ・社会福祉協議会の就労継続支援 B 型作業所運営について、民間の作業所と比較しても公平に取り扱ってほしい。
- ・大きな声を出してしまうことなどを考慮すると、障がい者のための避難所を考えてほしい。
- ・教育に関して、障がい者を差別しない教育を学校で行ってほしい。
- ・親の高齢化により送迎が難しくなっているため、施設による送迎を検討してほしい。

## 第3章 第7期障害福祉計画

### 1 障害福祉計画の方針

国が示した基本指針では、市町村および都道府県は、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう、障害者総合支援法や児童福祉法の基本理念に沿って、次に掲げる点を踏まえて「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定することとされています。

- ① 障がい者等の自己決定の尊重と意思決定の支援
- ② 市町村を基本とした身近な実施主体と障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実施等
- ③ 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備
- ④ 地域共生社会の実現に向けた取組
- ⑤ 障がい児の健やかな育成のための発達支援
- ⑥ 障がい福祉人材の確保・定着
- ⑦ 障がい者の社会参加を支える取組定着

本計画においても、国が示す基本指針や豊山町障害者計画を踏まえて策定します。

#### (1) 障がいのある人の自己決定の尊重と意思決定の支援

共生社会を実現するため、障がいのある人の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障がいのある人が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス及び障がい児通所支援の提供体制の整備を進めます。

#### (2) 障がいの種別によらない一元的なサービスの実施

障がい福祉サービスの対象となる障がい者の範囲を身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、難病患者等とし、一元的にサービスを実施し、障がい福祉サービスのさらなる充実に向けた取り組みを推進します。

発達障がいや高次脳機能障がいのある人、難病等の方々が各種障がい者手帳の有無に関わらず、障がい福祉サービス、相談支援等が利用できることの周知を図ります。

#### (3) 入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援、就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

障がい者の自立した生活を地域全体で支えるシステムを実現するため、身近な地域における地域生活への移行や就労支援等に対応したサービス拠点などを地域の社会資源として最大限に活用し、基盤整備を推進します。



#### (4) 地域共生社会の実現に向けた取組

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合うことができる地域共生社会の実現に向け、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを超えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組めます。

#### (5) 障がい福祉人材の確保・定着

障がい者の重度化・高齢化が進む中で、将来にわたって安定的に障がい福祉サービス等を提供し、様々な障がい福祉に関する事業を実施していくためには、提供体制の確保と併せて事業所の人材確保が必要になります。引き続き、専門性を高めるための研修の実施、多職種間の連携の推進、障がい福祉の現場が働きがいのある魅力的な現場であることの積極的な周知・広報等を行っていきます。

また、人材確保と併せて ICT の活用や業務効率化のための手段を検討し、長く働きやすい環境整備に努めます。

#### (6) 障がい者の社会参加を支える取組定着

障がい者の地域における社会参加を促進するためには、障がい者の多様なニーズを踏まえて支援することが必要です。

障がいのある人のためにレクリエーション活動（健康・福祉フェスティバル）やスポーツ大会などへの参加を促進するため、活動の場の提供を支援するとともに、これらの活動について広報やケーブルテレビ、関係団体、ボランティアなどを通じて周知を図り、気軽に参加できる活動の機会を充実していきます。

また、障がいのある人による情報の取得利用・意思疎通を推進するため、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」を踏まえ、関係各課や関係機関との連携を図りつつ、障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障がい当事者による ICT 活用等の促進を図ります。

#### (7) 障がい者を支える人への支援

障がいのある人だけでなく、その家族等の日常生活を支援するため、タクシー料金の助成制度を拡充し、家族が通所施設等への送迎に利用する自家用車へのガソリン料金の助成をします。

また、本来大人が担うような家族の介護や世話を 18 歳未満の子どもが担うヤングケアラーや、育児と介護のように家族や親族など複数のケアを同時に担うダブルケアラーなど、様々な課題を抱える家族を支援するための相談体制の強化に取り組んでいきます。

## 2 サービス提供体制の確保に関する基本的な考え方

サービスの提供体制の確保にあたっては、基本理念の「誰もがその人らしく、ともに暮らせる社会の実現」を基調として、障がいのある人が生活しやすいまちに一步でも近づけるよう、町が中心となるとともに、事業所や支援団体などのその他の関係者が連携して、サービス提供体制の確保を目指します。

国における基本指針の改定内容と実績を踏まえ、令和8年度の目標値を設定した上で、利用者のニーズに応じた障がい福祉サービスの提供体制を確保していきます。

### (1) 必要な訪問系サービスの保障

訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護）の充実に努めるとともに、今後必要になる訪問系サービスについても適宜サービスの提供体制を確保していきます。

### (2) 希望する障がい者等への日中活動系サービスの保障

住み慣れた地域での生活が保障できるよう、日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）を確保していきます。

### (3) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能の充実

地域の住まいの場としてのグループホーム等の充実に努めるとともに、令和5年度に圏域内に整備した障がいのある人の地域生活支援拠点についてさらに機能を充実させます。

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等の推進

福祉施設だけでなく、一般就労を希望する障がいのある人に対して、就労移行支援、就労継続支援、就労定着支援体制を確保し、必要なサービスの提供体制を確保していきます。

#### (5) 必要な相談支援体制の確保

障がいのある人や障がい者を支える人への相談支援体制の充実を図ります。様々なニーズを考慮した上で、少しでも悩み事を相談しやすい体制づくりに努めます。

#### (6) 必要な移動支援体制の確保

地域生活支援事業の充実を図るとともに、移動支援体制についても検討を進めます。

#### (7) 強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい者に対する支援体制の充実

障がい福祉サービス等において適切な支援ができるよう、支援体制の強化を図ります。

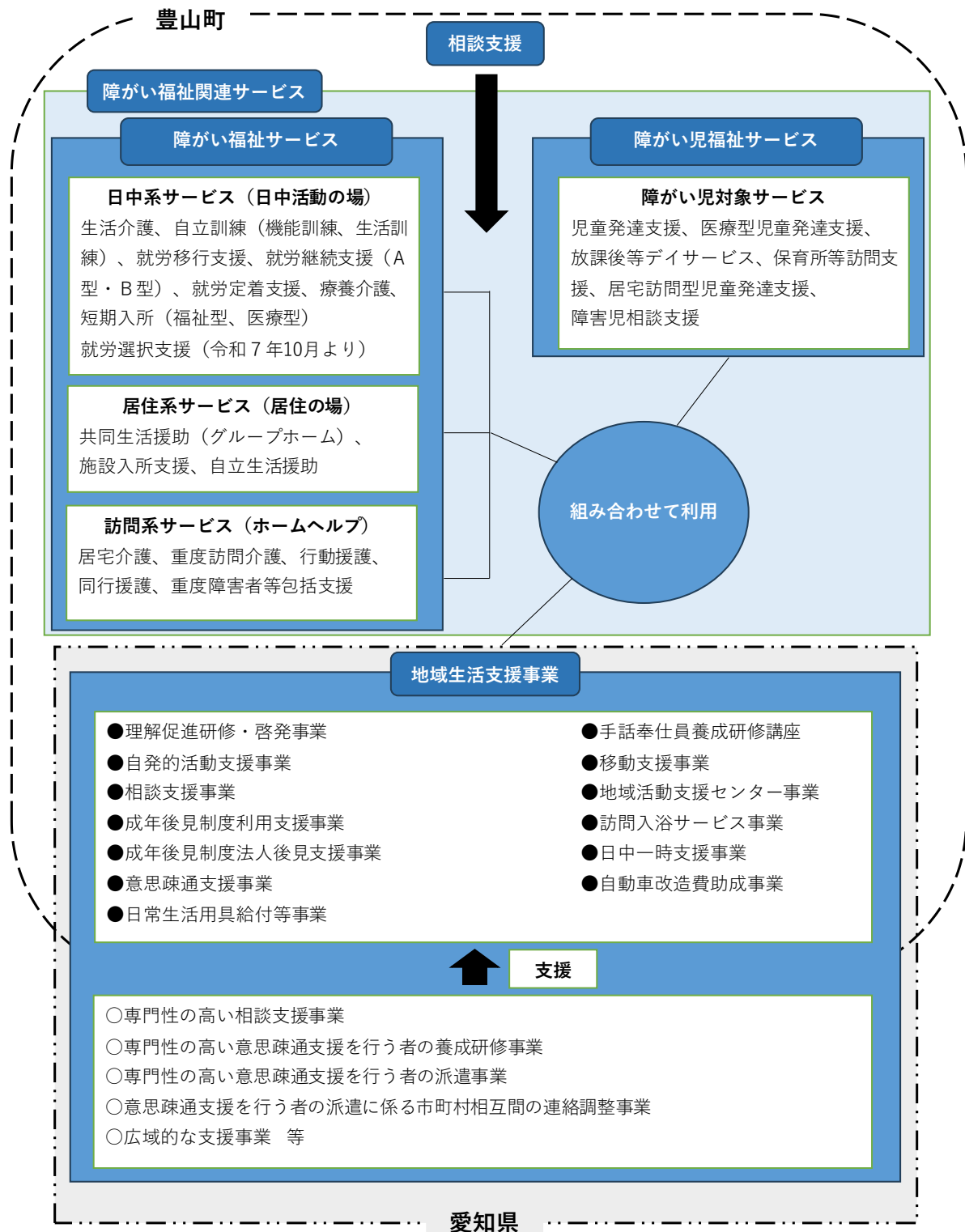
#### (8) 依存症対策の推進

アルコール、薬物及びギャンブル等をはじめとする依存症対策については、依存症に対する誤解及び偏見を解消するための関係職員に対する研修の実施や幅広い普及啓発、相談機関及び医療機関の周知などを行います。また、自助グループ等の当事者団体を活用した回復支援で、地域において様々な関係機関が密接に連携して依存症患者等及びその家族に対する支援を行います。

### 3 サービス及び相談支援の提供体制

障害福祉計画及び障害児福祉計画では、障害者総合支援法に基づく自立支援給付及び地域生活支援事業並びに児童福祉法の各サービスの実施目標を設定します。

図表 15 サービス及び相談支援の提供体制



## 4 令和8年度の成果目標

第6期計画では、地域生活移行や就労支援といった課題に対応すべく、国・県の基本指針に準じ、令和5年度までの数値目標を設定しました。本計画ではこれまでの実績と本町の実状を踏まえ、新たに令和8年度末までの数値目標を設定することとします。

新たな数値目標とそれに関する現状値は以下のとおりです。

### (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

第6期計画では、令和5年度末までに、令和元年度末現在の施設入所者の6%以上(3人)を地域生活へ移行することを目標としていましたが、令和5年度末までの地域生活への移行者は1名でした。

本計画では、国の基本指針に基づき令和4年度末時点における施設入所者(8人)の6%以上(人)を令和8年度末までに地域生活へ移行するとともに、令和8年度末時点における施設入所者を、令和4年度末時点から5%以上削減することを目標とします。

数値目標1：福祉施設入所者の地域生活への移行		
実績	令和4年度末現在の施設入所者数	8人
	令和4年度末までの地域生活移行者数 <sup>※1</sup>	0人
目標値	令和8年度末の施設入所者数	7人
	令和8年度末までの削減数 <sup>※2</sup>	1人
	令和8年度末までの地域生活移行者数	1人

### (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステム<sup>※3</sup>の構築

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要があります。

このような精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたって、本町では、引き続き、保健、医療、福祉等の関係者との連携を図りながら検討を進めていきます。

数値目標2：地域移行に伴う基盤整備量(利用者数)		
実績	65歳未満	4人
	65歳以上	7人

※1 地域生活移行者数とは、入所施設の入所者が施設を退所し、生活の拠点をグループホーム、福祉ホーム、一般住宅へ移行した者の数とします。

※2 令和8年度末までの削減数は、令和6~8年度末までの地域生活移行者数から新規利用による施設入所者数を差し引いた数となります。

※3 地域包括ケアシステム：住み慣れた地域や家庭で安心して暮らし続けることができるよう、医療・介護・住まい・生活支援・教育・就労などのサービスを切れ目なく提供できる連携体制のこと

### (3) 地域生活支援拠点等の整備

障がい者の高齢化、重度化や「親亡き後」を見据え、障がい者等の地域生活支援を推進する観点から、障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような様々な支援を切れ目なく提供できる仕組みの構築が必要です。

本町では、令和5年6月に、清須市、北名古屋市と連携して圏域での整備を行いました。今後は、利用者登録、事業者登録を進めるとともに、専門的人材の確保、育成、地域の体制づくりなどの機能の充実を図ります。

数値目標3：地域生活支援拠点等の整備		
実績	地域生活支援拠点等の設置箇所数	圏域で設置
	地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	圏域で2人
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上
目標値	地域生活支援拠点等の設置箇所数	圏域で設置
	地域生活支援拠点等におけるコーディネーターの配置人数	圏域で2人
	地域生活支援拠点等の運用状況の検証・検討	年1回以上

### (4) 福祉施設から一般就労への移行等

#### ①福祉施設から一般就労への移行

第6期計画では、令和5年度における年間一般就労への移行者数の目標を3人と設定していました。令和3年度の一般就労移行者数は7人となっています。

本計画では、国の基本指針に基づき、令和8年度中に就労移行支援事業等を通じた一般就労への移行者数を令和3年度実績の1.28倍以上(9人)にすることを目標とします。なお、就労移行支援事業については、一般就労への移行における重要な役割を踏まえ、令和3年度実績の1.31倍以上(12人)にすることを目標とします。

数値目標4：福祉施設から一般就労への移行		
実績	令和3年度の年間一般就労移行者数	7人
	令和3年度の年間一般就労移行者数(就労移行支援)	9人
目標値	令和8年度の年間一般就労移行者数	9人
	令和8年度の年間一般就労移行者数(就労移行支援)	12人

## ②就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合の増加

国の基本指針において、令和8年度末において就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を50%以上とすることを目指すとされています。

本町では、町内に就労移行支援事業所が設置されていないため、近隣市町の就労移行支援事業所を活用しています。今後も既存事業所と連携を強めていくとともに、事業所の誘致に向けて検討していきます。

## ③一般就労後の就労定着支援事業の利用者数の増加

本町の就労定着支援事業の利用者数は、令和3年度末現在3人です。

本計画では、国の基本指針に基づき、令和8年度中の利用者数を令和3年度末実績の1.41倍（4人）とすることを目標とします。

数値目標5：一般就労後の就労定着支援事業の利用者数		
実績	令和3年度中の一般就労後の就労定着支援事業の利用者数	3人
目標値	令和8年度中の一般就労後の就労定着支援事業の利用者数	4人

## ④就労定着支援事業所の就労定着率<sup>※4</sup>

国の基本指針において、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合を2割5分以上とすることを目指すとされています。本町では、町内に就労定着支援事業所が設置されていないため、近隣市町の就労定着支援事業所を活用しています。今後も既存事業所と連携を強めていくとともに、事業所の誘致に向けて検討していきます。

## ⑤就労定着支援事業の利用率

第6期計画期間では3人が就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行し、就労定着支援事業を利用しました。引き続き、就労移行支援事業等の利用者に対して、就労定着支援の利用の周知を図り、令和8年度末の就労移行支援事業等を通じて一般就労に移行する者のうち、全員が就労定着支援事業を利用することを目標として設定します。

※4 就労定着率：過去6年間において就労定着支援の利用を終了した者に占める一般就労への移行先での雇用継続期間が前年度において3年6か月以上6年6か月未満に該当した者の割合

## (5) 相談支援体制の充実・強化等

### ①基幹相談支援センターの設置及び相談支援体制の強化を図るための体制の確保

令和8年度末までに総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等の連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図れるよう、近隣市町の動向を踏まえながら、圏域又は町単独設置に向けて調査・研究していきます。

### ②個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善及び取り組み実施のための協議会の体制確保

協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取り組みを行うとともに、これらの取り組みを行うために必要な協議会の体制を確保するよう努めます。

数値目標 6：尾張中部福祉圏域障害者支援協議会の体制確保		
目標値	協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数	12回
	協議会の専門部会の設置数及び実施回数	12回

## (6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

### ①障がい福祉サービス等の質を向上させるための取り組みに係る体制の構築

国の基本指針に基づき、愛知県等が実施する研修への積極的な参加などによって障がい福祉サービス等の質の向上に努めます。

数値目標 7：障がい福祉サービス等の質の向上		
目標値	障がい福祉サービス等に係る各種研修への町職員の参加人数	4人
	障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する実施回数	1回



## 5 障がい福祉サービス等の見込み量

サービスの提供体制の確保にあたっては、令和3年度から令和5年度までの利用実績をもとに、利用者数・利用時間の伸びや利用者意向等を踏まえて設定しました。

### (1) 障がい福祉サービスの見込み量

#### ①訪問系サービス

##### 取組結果と課題

- ・県から届く指定居宅介護支援事業所に対する研修の案内については、町内事業所に情報提供を行いました。
- ・町内に居宅介護支援事業所が3か所しかなく、ヘルパーが不足していることが課題となっています。身近な事業所が増え、利用者の選択が広がる必要があります。

#### (ア) 居宅介護

居宅介護の支給が必要と判断された障がいのある人の家庭に対してヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の身体介護、洗濯・掃除等の家事援助を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	17	16	14	15	15	15
利用時間（時間/月）	406	435	462	435	435	435

※令和5年度は見込み（以下同じ）。

※人/月：1か月当たりの利用人数（以下同じ）。

※時間/月：1か月当たりの利用時間（時間＝人×一人当たり平均利用時間）（以下同じ）。

#### (イ) 重度訪問介護

重度の肢体不自由者で常時介護が必要である障がいのある人に対して、ヘルパーを派遣し、入浴・排せつ・食事等の介護、外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	1	1	1	1	1	1
利用時間（時間/月）	6	6	4	5	5	5

### (ウ) 同行援護

視覚障がいにより移動に著しい困難を有する障がい者等の外出時において、当該障がい者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護、排泄・食事等の介護その他外出する際に必要となる援助を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	1	1	1	1	1	1
利用時間（時間/月）	2	2	3	3	3	3

### (エ) 行動援護

知的障がい、精神障がいによって行動上著しい困難があり、常時介護を要する障がいのある人に対して、ヘルパーを派遣し、行動する際に生じ得る危険を回避するための援護や外出時における移動中の介護を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0

### (オ) 重度障害者等包括支援

意思の疎通に著しい困難を伴う重度障がいのある人に対して、居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
利用時間（時間/月）	0	0	0	0	0	0

#### サービス見込み量のための方策

- ・ 市内の居宅サービス強化を推進するため、県から届く指定居宅介護支援事業所に対する研修の案内を行います。
- ・ 事業所と連携し、利用者に応じたサービス内容を提供します。
- ・ 市内事業所が少ないため、近隣市町の利用可能な事業所を紹介していきます。

## ②日中活動系サービス

### (ア) 生活介護

#### 取組結果と課題

- ・令和3年6月に町内事業所が1か所開所されました。身近な事業所が増え、利用者の選択が広がることが重要です。

常時介護が必要である障がいのある人に対して、昼間、入浴、排せつ、食事の介護などを行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	32	34	34	35	35	35
利用時間（人日/月）	447	482	516	530	530	530

※人日/月：1か月当たりの利用日数（人日＝人×一人当たり平均利用日数）（以下同じ）。

#### サービス見込み量のための方策

- ・町内と近隣の事業所との連携を図り、利用者へのサービス提供体制を維持します。
- ・利用者が利用しやすい環境を整備していきます。

### (イ) 自立訓練

#### 取組結果と課題

- ・令和元年度～2年度に病院からの退院後、自立訓練と計画相談支援を利用し、地域で生活を継続している方がいました。

#### ◆自立訓練（機能訓練）

地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持・向上などのため、支援が必要な身体障がいのある人に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
利用時間（人日/月）	0	0	0	0	0	0

#### ◆自立訓練（生活訓練）

地域生活を営む上で生活能力の維持・向上等のため、支援が必要な知的障がい・精神障がいのある人に対して、自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	1	2	2	2	2	2
利用時間（人日/月）	4	5	8	8	8	8

#### サービス見込み量のための方策

- ・圏域、近隣市町及び県のサービス事業所の情報収集に努め、個々の利用者ニーズにあったサービス提供事業所を紹介します。
- ・入所施設からの退所者、特別支援学校からの卒業者等の地域生活への移行については、地域への移行・維持が円滑に進むよう、引き続き相談支援専門員による計画相談を実施します。

#### （ウ）就労選択支援

障がい者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービスが令和7年10月から創設されます。

#### （エ）就労移行支援

##### 取組結果と課題

- ・就労移行支援利用後、一般就労へ移行した人が7人います。
- ・一般就労に至らないまま、就労移行支援の利用を中断してしまう人もいることが課題です。

一般企業への就労を希望し、知識・能力の向上、職場開拓を通じ、一般企業への雇用又は在宅就労等が見込まれる人に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	9	13	7	10	11	12
利用時間（人日/月）	64	103	100	100	110	120

#### サービス見込み量のための方策

- ・一般就労への移行支援体制を強化するため、引き続き、指定相談支援事業所、特別支援学校、障害者就業・生活支援センターと連携を進めていきます。
- ・一般就労後の支援を見据えた就労移行支援を実施するとともに、相談支援事業所と連携し、利用者のニーズに合った事業所を紹介していきます。

(オ) 就労継続支援（A型、B型）

取組結果と課題

- ・ 就労継続支援 A 型の利用者は減少しているものの、B 型は利用者数が増加しています。
- ・ 自宅から近い事業所で就労継続支援を利用したいというニーズがあります。

◆就労継続支援（A型）

就労に必要な知識・能力の向上を図ることによって雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人に対して、雇用に基づく就労機会の提供や一般雇用に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	17	18	13	16	16	16
利用時間（人日/月）	260	236	224	240	240	240

◆就労継続支援（B型）

年齢や体力の面で一般企業に雇用されることや就労継続支援 A 型を利用することが困難な人、就労移行支援事業を利用したものの一般企業への雇用に結びつかなかった人、50歳に達している人などに対して、一定の賃金水準に基づく就労の場を提供するとともに雇用形態への移行に必要な知識及び能力を修得するための訓練を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	21	29	26	30	30	30
利用時間（人日/月）	198	245	321	330	330	330

◆就労定着支援

就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている者に対して、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活面の課題を把握し、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、企業や関係機関等との必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	3	2	1	2	3	4

#### サービス見込み量のための方策

- ・就労継続支援利用希望者の増加が見込まれるため、利用者が利用しやすい環境を整備していきます。
- ・就労継続支援を経て一般就労を目指すために、就労継続支援の利用者の支援を実施します。

### (カ) 療養介護

#### 取組結果と課題

- ・利用できる対象者は、重度障がい者に限られるため、現在1人のみ利用しています。

医療と常時の介護を必要とする人に対して、主として昼間に医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下での介護及び日常生活の世話をを行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	1	1	1	1	1	1

#### サービス見込み量のための方策

- ・利用できる対象者は、重度障がい者に限られていますが、療養介護サービスを必要とする方に引き続き事業を周知していきます。

### (キ) 短期入所

#### 取組結果と課題

- ・圏域内の短期入所の事業所は増加傾向にあり、現在12か所となりました。
- ・利用経験がなく初めて利用する方は、緊急時に受け入れ先の事業所を探すことが難しい場合があります。

居宅で介助（介護）する人が病気などの理由により、障がい者支援施設やその他の施設へ短期間の入所を必要とする障がいのある人に対して、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

### ■福祉型短期入所

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	5	2	2	2	2	2
利用時間（人日/月）	22	6	8	8	8	8

### ■医療型短期入所

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	1	1	1	1
利用時間（人日/月）	0	0	2	2	2	2

#### サービス見込み量のための方策

- ・短期入所の体験利用を勧め、緊急時に利用しやすい体制整備に努めます。

## ③居住系サービス

### （ア）自立生活援助

#### 取組結果と課題

- ・平成30年4月から始まった事業ですが、現在のところ利用実績がありません。
- ・利用を希望する方にサービスが提供できるように周知していくことが必要です。

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた障がい者で一人暮らしを希望する者等に対して、定期的に居宅を訪問し、食事、洗濯、掃除などに課題はないか、公共料金や家賃に滞納がないか、体調に変化はないか、通院しているか、地域住民との関係は良好かなどについて確認を行い、必要な助言や医療機関等の連絡調整を行うサービスです。

また、相談・要請があった際は、訪問、電話、メール等による随時の対応や適時のタイミングで適切な支援を行います。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
うち精神障がい者の数	0	0	0	0	0	0

#### サービス見込み量のための方策

- ・第6期については実績がなく、引き続き事業の周知に努めます。

## (イ) 共同生活援助（グループホーム）

### 取組結果と課題

- ・町内に事業所が3か所あり、町内在住者も利用しています。
- ・近隣の事業所も増加傾向にありますが、各利用者のニーズに応じた事業所を探すことが難しい時があります。

就労している、もしくは就労継続支援等の日中活動を利用している障がいのある人で、日常生活上の援助を必要とする人に対して、共同生活を営む住居（グループホーム）で相談、入浴、排せつまたは食事の介護、その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	17	15	15	15	15	15
うち精神障がい者の数	6	5	4	5	5	5

### サービス見込み量のための方策

- ・圏域において、令和3年度に日中サービス支援型グループホーム「こだち」を始め多くのグループホームが開設しました。圏域で連携を図り、利用の促進に向けて働きかけを行います。
- ・近隣事業所と連携を図り、利用可能なグループホームを紹介していきます。

## (ウ) 施設入所支援

### 取組結果と課題

- ・施設に入所している人が、在宅に戻ることは家族の高齢化や支援する家族の不在等の理由で難しい状況ではありますが、永年施設入所されてきた方が1名グループホームに移行しました。
- ・新規の施設入所希望者がいる場合、利用できる施設を探すことが難しい状況です。

自立訓練もしくは就労移行支援の対象者のうち、単身での生活が困難な人、地域の社会資源などの状況により通所することが困難な人又は生活介護の対象となっている障がいのある人に対して、夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などを行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	8	8	7	7	7	7

### サービス見込み量のための方策

- ・施設入所支援の必要度や在宅生活支援の方法等を検討し、施設入所のニーズに対応することができるよう体制の整備に努めます。



#### ④相談支援

##### 取組結果と課題

- ・平成31年4月に、知的・身体・障がい児を対象とする指定特定相談支援事業所しいの木が開設されました。計画相談の利用者数は横ばい傾向にあるものの、ニーズの高まりに伴い、相談支援体制の強化が必要です。

##### (ア) 計画相談支援

障がいのある人又はその保護者が、対象となる障がい福祉サービスを適切に利用できるよう、支給決定を受けた障がいのある人の心身の状況やおかれている環境、障がい福祉サービスの利用に関する意向、その他の事情などを勘案し、サービス等利用計画を作成するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	12	14	13	15	15	15

##### (イ) 地域移行支援

障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人に対して、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の便宜を供与するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	0	0	0	0	0	1
うち精神障がい者の数	0	0	0	0	0	0

##### (ウ) 地域定着支援

施設・病院からの退所・退院、家族との同居から一人暮らしに移行した障がい者、地域生活が不安定な障がいのある人などに対して、常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の便宜を供与するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	0	0	0	0	0	1
うち精神障がい者の数	0	0	0	0	0	0

##### サービス見込み量のための方策

- ・引き続き指定特定相談支援事業所しいの木を周知し、利用者数の増加を図ります。
- ・相談支援専門員を確保するため、研修等の周知を徹底します。

## (2) 地域生活支援事業の見込み量

地域生活支援事業は、障害者総合支援法に基づき、障がいのある人の能力や適性に  
応じて、自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者  
の状況に応じ、柔軟な形態により事業を効果的かつ効率的に実施することを目的とし  
ています。

サービスの見込み量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績をもと  
に、利用者数の伸びや利用者の意向等を踏まえて設定しました。

### ①相談支援事業

#### 取組結果と課題

- ・ 専門性の高い必要な支援を行うため身体・知的障がいのある人の相談は町社会福  
祉協議会及び尾張中部福祉の杜へ、また、精神障がいのある人については、七彩工  
房へ、障がいのある児童の相談については、愛知県青い鳥医療療育センターへそ  
れぞれ委託しています。
- ・ 相談支援事業所と連携し、情報交換や利用者への情報提供を強化していくことが  
課題となっています。
- ・ 困難事例にも対応できるように主任相談支援専門員の研修の受講を進めます。

#### (ア) 障がい者相談支援事業

障がいのある人や介助者（介護者）等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言、  
障がい福祉サービスの利用支援等を行うとともに、虐待の防止やその早期発見のための  
関係機関との連絡調整、障がいのある人等の権利擁護のために必要な援助を行うサービ  
スです。

##### ◇障がい者相談支援事業

障がいのある人や家族からの相談に応じ、必要な情報の提供、障がい福祉サービスの  
利用支援等、障がいのある人の権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人  
が自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう支援します。身体・知的  
障がいのある人の相談は町社会福祉協議会及び尾張中部福祉の杜へ、精神障がいのある  
人については七彩工房へ、障がいのある児童の相談については愛知県青い鳥医療療  
育センターへそれぞれ委託しています。

##### ◇住宅入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅への入居を希望しているが、保証人がいない等の理由によ  
り困難な障がいのある人に対し、不動産業者や家主等との相談・調整を行う事業です。  
本町では未実施のため、近隣市町の動向を踏まえながら実施に向け検討していきます。

## ◇障害者支援協議会

第5期から障害保健福祉圏域が再編され、名古屋市を含む『名古屋・尾張中部障害保健福祉圏域』となりました。しかし、障害者支援協議会は、引き続きこれまでの体制を維持していきます。障害者支援協議会では、地域の実情に応じた相談支援事業の中立・公平性の確保、障がい福祉サービス提供における困難事例への対応のあり方に関する協議や調整、地域の関係機関によるネットワーク構築などに向けた協議を行っていきます。

### サービス見込み量のための方策

- ・引き続き、専門性の高い支援が行えるよう、町社会福祉協議会、尾張中部福祉の杜、七彩工房、愛知県青い鳥医療療育センターに相談支援事業を委託します。
- ・事業所と連携し、情報交換や利用者への情報提供の強化をしていきます。

## (イ) 基幹相談支援センター等機能強化事業

地域の相談支援の拠点として総合的な相談業務を行う基幹相談支援センターでの相談支援事業は、一般的な相談支援事業に加え、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を配置する事業です。本町では未実施のため、近隣市町の動向を踏まえながら実施に向け検討していきます。

## (ウ) 成年後見制度利用支援事業

### 取組結果と課題

- ・知的障がいのある人が5人、精神障がいのある人が1人、町社会福祉協議会で実施している日常生活自立支援事業を利用しています。金銭管理を行うことで、在宅での生活を継続することができています。しかし、第6期については成年後見制度利用支援事業としての利用実績はありませんでした。

成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がいのある人又は精神障がいのある人に対し、利用を支援することで障がいのある人の権利擁護を図るサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業 申立件数（件/年）	0	0	0	0	0	0

### サービス見込み量のための方策

- ・成年後見制度の利用支援が必要であるにも関わらず、本人及び親族による申立てが見込めない場合、町長申立てにつなげ、申立て費用の助成を行っていきます。

## ②日常生活用具給付等事業

### 取組結果と課題

- ・ ストーマ装具や紙おむつの利用者が多くなっています。その他にも移動・移乗支援用具や拡大読書器など個人のニーズに応じた用具の給付も行いました。
- ・ ストーマ装具について対象者に対して手帳交付時に給付の案内を配布しています。
- ・ 町の独自事業として、日常生活用具給付等の自己負担を全額助成する事業を行いました。
- ・ 個人のニーズに応じた用具について対象者に利用できる用具を周知する方法が課題です。
- ・ 令和3年度より、喉頭摘出者や人工内耳装用者の日常生活の便宜を図るため、給付対象品目を追加しました。

排泄管理支援用具、情報・意思疎通支援用具、居宅生活動作補助用具（住宅改修費）等の給付を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具 （件/年）	0	0	0	0	0	0
自立生活支援用具 （件/年）	2	1	2	2	2	2
在宅療養等支援用具 （件/年）	1	0	1	1	1	1
情報・意思疎通支援用具 （件/年）	0	4	2	3	3	3
排泄管理支援用具 （件/年）	242	226	234	234	234	234
居宅生活動作補助用具 （住宅改修費）（件/年）	0	1	0	1	1	1

### サービス見込み量のための方策

- ・ 町独自事業で日常生活用具給付等の自己負担を全額助成するなど、今後も障がいのある人の生活を支援していきます。
- ・ 日常生活用具給付のニーズも多様化しているため、ニーズに合わせた用具の検討を行い、給付の利用を促進します。

### ③意思疎通支援事業

#### 取組結果と課題

- ・令和4年度から福祉課において手話通訳者の設置を週4日行っています。
- ・手話通訳者や要約筆記者の登録制度を実施し、手話通訳者や要約筆記者の派遣を行っています。手話通訳者は14人、要約筆記者は4人の登録があります。通訳は町内で行われることが多いにもかかわらず、町外在住の手話通訳者、要約筆記者が大半を占めていることが課題です。
- ・救急搬送などの緊急時には、登録通訳者の都合が合わないこともあるため、派遣が難しいことが課題です。

#### ◇手話通訳者・要約筆記者派遣事業

手話通訳者や要約筆記者を派遣することにより、障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人などとの意思疎通を仲介するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用件数（件/年）	54	35	21	36	36	36
手話通訳者派遣事業 実利用者数（人/年）	4	3	4	4	4	4

#### ◇手話通訳者設置事業

聴覚障がいのある人等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳を行う人を公的機関に設置する事業です。本町では、令和元年5月から手話通訳者を1人町福祉課窓口にて週2日設置を始めました。令和4年度からは週4日に拡充して設置を行っています。今後においても引き続き設置事業を行います。

#### サービス見込み量のための方策

- ・手話通訳者設置事業の利用促進を図るため、引き続き周知を行います。
- ・登録通訳者等へ研修会や情報提供を行い、スキルアップに努めます。
- ・手話奉仕員養成講座を継続的に実施し、登録通訳者の周知を行うことにより、町内在住の登録者数の確保に努めます。

### ④手話奉仕員養成研修事業

#### 取組結果と課題

- ・西春日井聴覚障害者協会に委託して手話奉仕員養成講座を実施することにより、町民の手話に対する理解を深める啓発につながっています。
- ・入門、基礎、レベルアップと継続して参加し、実際に手話奉仕員として活躍できる人を養成していくことが課題です。

聴覚障がいのある人との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員の養成研修を行う事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
養成研修事業登録者 （人/年）	11	10	6	10	10	10

#### サービス見込み量のための方策

- ・今後も手話奉仕員養成講座を実施し、町民の手話に対する理解を深める啓発活動を行います。
- ・手話奉仕員養成講座を通して、実際に手話奉仕員として活躍できる人材を育成します。
- ・様々な世代や立場の地域住民が受講できるように講座の周知に努めます。

### ⑤移動支援事業

#### 取組結果と課題

- ・町内にあるヘルパーステーションしいの木の利用者が多くなっています。
- ・その他、近隣の事業所（北名古屋市2か所、名古屋市2か所）を利用しています。
- ・委託事業所数が増加し、利用者自身の選択の幅が広がっています。

屋外の移動が困難な障がいのある人などに対して、社会参加や余暇支援を促進するためにヘルパーを派遣し、外出の際の移動を支援するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人/月）	11	10	12	15	20	25
延べ利用時間数 （時間/月）	38	33	44	50	55	60

#### サービス見込み量のための方策

- ・利用者自身がニーズに応じた事業所を選択できるよう、近隣市町や事業所と連携を図り、必要に応じて利用できる事業所を増やしていきます。

## ⑥地域活動支援センター事業

### 取組結果と課題

- ・グループホーム利用者が日中活動の場として地域活動支援センターを利用しています。

施設利用者に対して、創作活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の支援を行うサービスです（基礎的事業）。

第6期については実績がなく、引き続き事業の周知に努めます（機能強化事業）。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター （基礎的事業）	実施箇所数 （か所）	4	3	3	3	3	3
	実利用者数 （人/年）	4	3	3	3	3	3

### サービス見込み量のための方策

- ・地域活動支援センター事業を実施している事業所に委託し、利用者のニーズに応じ、利用者が利用しやすい環境を整備していきます。

## ⑦日中一時支援事業

### 取組結果と課題

- ・町内に日中支援事業所がないため、近隣の事業所を利用しています。

障がいのある人などの日中における活動の場を確保し、障がいのある人などの家族の就労支援及び障がいのある人などを日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的預かりを行うサービスです。

区分		第6期（実績）			第7期（見込み）		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実施箇所数（か所）		2	3	3	5	5	5
実利用者数（人/年）		22	34	33	35	35	35
延べ利用回数（回数/月）		8	14	16	20	20	20

### サービス見込み量のための方策

- ・障がいのある人を日常的に介護している家族が一時的な休息がとれるよう、利用を周知していきます。



## ⑧訪問入浴サービス事業

### 取組結果と課題

- ・利用者から利用回数を増やしてほしいとの要望があり、平成30年4月から月2回以内を週2回以内に変更しました。

通所による入浴サービスの提供を受けることが困難な在宅の身体障がいのある人に対して、訪問入浴車での入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図る事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人/年）	1	1	1	1	1	1
延べ利用回数（回数/月）	9	8	11	11	11	11

### サービス見込み量のための方策

- ・引き続き、利用者のニーズを把握し、よりよいサービスが提供できるよう検討していきます。

## ⑨自動車改造費助成事業

### 取組結果と課題

- ・第6期の実績は1人にとどまっております。今後も、効果的に事業を周知し、利用を促進していくことが必要となっております。

身体障がいのある人が自ら所有し運転する自動車の操向装置等について、改造に要する経費の一部を助成し、また、車いす等を使用する在宅の重度身体障がいのある人の介助者の負担軽減のため、自動車をリフト付き等に改造する経費または既に改造された自動車を新規購入する経費の一部を助成する事業です。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
実利用者数（人/年）	1	1	1	1	1	1

### サービス見込み量のための方策

- ・障がいのある人の利用促進を図るため、手帳の交付時には、対象者に漏れなく制度を案内していきます。



## ⑩自発的活動支援事業

### 取組結果と課題

- ・町内で活動している障がい関連団体に対して出前講座を開催し、障がい福祉制度について情報提供を行いました。

障がいのある人や、その家族、地域の住民などが、障がいのある人が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう社会的障壁を除去するための自発的な取り組みを支援するための事業です。

### サービス見込み量のための方策

- ・障がいのある人やその家族が互いの悩みを共有したり、情報交換したりする活動を支援していきます。

## ⑪理解促進研修・啓発事業

### 取組結果と課題

- ・障がい関連団体に対し、障がい福祉制度についての情報提供を行いました。

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等への理解を深めるため、研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図るための事業です。

### サービス見込み量のための方策

- ・障がいのある人等の理解を深めるため、出前講座を開催し、障がい福祉制度について説明します。
- ・地域共生社会の実現に向け、パンフレットの配布等を通して、様々な世代や立場の地域住民に対して啓発事業を進めます。

## 第4章 第3期障害児福祉計画

---

### 1 障害児福祉計画の方針

国が示す基本指針の一つとして「障がい児の健やかな育成のための発達支援」が示されており、障がい児支援を行うに当たっては、障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが求められています。

本町としては、各種サービス提供体制の確保に向け、ライフステージに応じた切れ目のない一貫した支援と保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等と連携した支援を目指していきます。

#### (1) 地域での支援体制づくり

障がい児及びその家族に対し、障がいの疑いがある段階から身近な地域で支援できるように、障がい種別にかかわらず、質の高い専門的な発達支援を行えるような体制づくりに努めます。

#### (2) ライフステージに合わせたサービスの提供

ライフステージに沿って、地域の保健、医療、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

#### (3) 障がいの有無に関わらない保育・教育体制づくり

地域の保育、教育等の支援を受けられるようにすることで、障がいの有無にかかわらず、全ての児童が共に成長できるよう、地域社会への参加や包容（インクルージョン）を推進します。

#### (4) 特別な支援が必要な障がい児に対する支援体制づくり

人工呼吸器を装着している障がい児やその他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障がい児が保健、医療、福祉、保育、教育等の支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を必要とする人に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を目指します。

#### (5) 障がい種別に関わらない児童支援体制づくり

障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の充実を図ります。

## 2 令和 8 年度の成果目標

### (1) 障がい児支援の提供体制の整備等

#### ①児童発達支援センターの設置

児童発達支援センターとは、地域の障がいのある子どもを通所させて、日常生活における基本的動作の指導、自活に必要な知識や技能の付与または集団生活への適応のための訓練を行う施設です。

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、令和 8 年度末までに、圏域又は町単独での児童発達支援センター設置を目指します。引き続き、本町の現状や課題を整理し、児童発達支援センターが果たすべき役割や機能を実施する事業等を調査・研究していきます。

#### ②保育所等訪問支援の充実

訪問支援員が、保育所、幼稚園、小学校などに在籍している障がい児に対して、集団生活に適応することができるよう障がい児の身体及び精神の状況や、環境に応じて必要な支援を行うものです。また、訪問先施設のスタッフに対する支援（指導等）を行います。今後、圏域で検討し、利用体制の整備について検討していきます。

#### ③障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）推進体制の構築

障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、児童発達支援センターなどが、これまでの保育所・幼稚園・小学校などに加えて乳児院や児童養護施設の障がい児を対象とした保育所等訪問支援を拡大するなど、保育所等訪問支援の充実に図りながら、令和 8 年度末までに、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを目指します。

#### ④重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、令和 5 年度を目標に、児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域に 1 か所整備しました。令和 8 年度末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域に 2 か所確保することを目指します。

## **⑤医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの活用**

近年の医療技術の進歩等を背景に医療的ケア児は増加傾向にありますが、障害者通所支援事業所等で医療的ケア児を支援できる環境整備がされていないこと等により、医療的ケア児の受入れ事業所等が少ない状況にあります。このため、障害児通所支援事業所等において医療的ケア児の受け入れが促進されるよう、必要な支援の提供が可能となる体制を整備する必要があります。

本町では、医療的ケア児とその家族を地域で支えられるよう、関係機関が連携を図るための協議の場を、月に一回の情報交換を行う豊山町部会の中で、医療的ケア児の支援に関する情報交換を行っています。また、医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターについては、町保健センター等の保健師が医療的ケア児のコーディネーターの資格を取得し配置済みであり、今後も継続した配置を行います。

## **⑥発達障がい者に対する支援**

保護者が子どもとより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、子どもの発達促進や行動改善を目的とした保護者向けのプログラム（ペアレントプログラムやペアレントトレーニング）を開催し、家族支援を行います。また、自らも発達障がいのある子どもの子育てを経験したペアレントメンターや、同じような体験をした方が相談相手となるピアサポーターを設置することで、専門家とは異なるアプローチでの家族の支援も推進します。

さらに、同じ悩みを持つ本人同士や発達障がい児を持つ保護者同士等の、集まる場の提供や集まる場を提供する際の子どもの一時預かりなどを行います。

### 3 障害児福祉計画のサービス等の見込み量

#### (1) 児童福祉法上のサービスの見込み量

サービスの見込み量については、令和3年度から令和5年度までの利用実績をもとに、利用者数の伸びや利用者の意向等を踏まえて設定しました。

##### ①障害児通所支援

###### 取組結果と課題

- ・保健センター、保育所等からの紹介により、児童発達支援の利用につながった人もいます。
- ・発達障がい等の手帳を所持していない子どもの利用も増えています。
- ・利用者のニーズに応じたサービスが提供できるよう、事業所の紹介を行っています。

#### (ア) 児童発達支援

身近な地域で質の高い支援を必要とする児童が療育を受けられる場を提供するサービスで、障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や保育所等の障がい児を預かる施設の援助等にも対応します。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	18	21	11	10	10	10
利用時間（人日/月）	101	138	151	150	150	150

#### (イ) 放課後等デイサービス

就学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休業中において、生活能力向上のための訓練、創作的活動、作業活動、地域交流の機会の提供、余暇の提供等を行うことにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを推進するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	30	43	52	60	65	70
利用時間（人日/月）	335	403	577	600	625	650

#### (ウ) 保育所等訪問支援

保育所等を利用中の障がい児、又は今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のための専門的な支援を必要とする場合に、療育支援員等が当該施設を訪問し、集団生活適応のための訓練を実施するほか、訪問先施設のスタッフに対し支

援方法等の指導等を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	1	1	2	2	2	2
利用時間（人日/月）	1	1	2	2	2	2

#### （エ）居宅訪問型児童発達支援

重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障がい児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に発達支援が提供できるよう、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
利用時間（人日/月）	0	0	0	0	0	0

#### （オ）医療型児童発達支援

上肢、下肢又は体幹の機能の障がいのある児童に対して、児童発達支援及び治療を行うサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/月）	0	0	0	0	0	0
利用時間（人日/月）	0	0	0	0	0	0

#### （カ）障害児相談支援

障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、ケアマネジメントによりきめ細かく支援するため、障害児通所支援を利用するすべての障がい児に対して、障害児支援利用計画を作成するサービスです。

区分	第6期（実績）			第7期（見込み）		
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
利用者数（人/年）	12	15	14	15	15	15

#### サービス見込み量のための方策

- ・町の関連機関（福祉課、保健センター、親子通園施設）と相談支援事業所（尾張中部福祉の杜、青い鳥医療療育センター、町社会福祉協議会）の連携を継続し、子ども一人ひとりの特性や成長に合わせたサービスを提供します。
- ・居宅訪問型児童発達支援の提供体制を整備するとともに、周知を行います。

## 第5章 計画の推進体制

---

### 1 関係機関等との連携

障がい者に関わる施策分野は、福祉だけでなく、保健、医療、教育、就労等、多岐にわたるため、これら庁内各部署との連携を図りながら、計画を推進していきます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者等、障がい者団体、町社会福祉協議会、医師会及びボランティア団体と連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、基盤整備やマンパワーの確保等の課題解決に向けて、近隣の市町をはじめ、障害保健福祉圏域での広域対応や県との連携をさらに図ります。

### 2 計画の進捗管理

計画の点検・評価については、福祉課が中心となって施策の実施結果やサービス見込量に対する実績の取りまとめを行い、豊山町障害者福祉審議会や尾張中部福祉圏域障害者支援協議会等への報告及び意見聴取を通じて計画の進捗状況を把握していきます。

また、計画の進行にあたっては、計画の進捗状況の定期的な点検・評価とともに、国の制度改革による福祉施策環境の動向を踏まえつつ、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果の高い取組へと繋げます。

## 資料編

### 1 第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画アンケート調査結果

本調査は、「第4次豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画」策定のため、地域の福祉活動に関する状況や今後の参加意向、現在の福祉サービスについての意識等を把握し、計画づくりの基礎資料とするために実施しました。障害福祉計画に関連する質問について一部を抜粋し掲載します。

#### (1) 調査対象及び調査方法

調査対象	町内在住の18歳以上の方 ※地域特性調査をするため、豊山、新栄、志水小学校区をそれぞれで抽出
配布数	2,000
抽出法	無作為抽出
調査方法	郵送法
調査時期	令和5年7月21日（金）～同年8月10日（木）
調査地域	豊山町全域

#### (2) 配布数及び回収結果

対象者	配布数（件）	有効回収数（件）	有効回収率（％）
全域	2,000	539	27.0
豊山小学校区		194	29.1
新栄小学校区		172	25.8
志水小学校区		155	23.3

#### (3) 結果の見方

- ・調査結果の数値は、各質問の回答者数（n）を基数とした百分率（％）で表記しています。
- ・集計は、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを表記しています。複数回答可の質問では、回答者数（n）に対する回答比率のため、回答比率の合計が100.0%を超える場合があります。
- ・回答者数が少ないものについては、比率が動きやすく分析には適さないため、参考値として示すにとどめている場合があります。



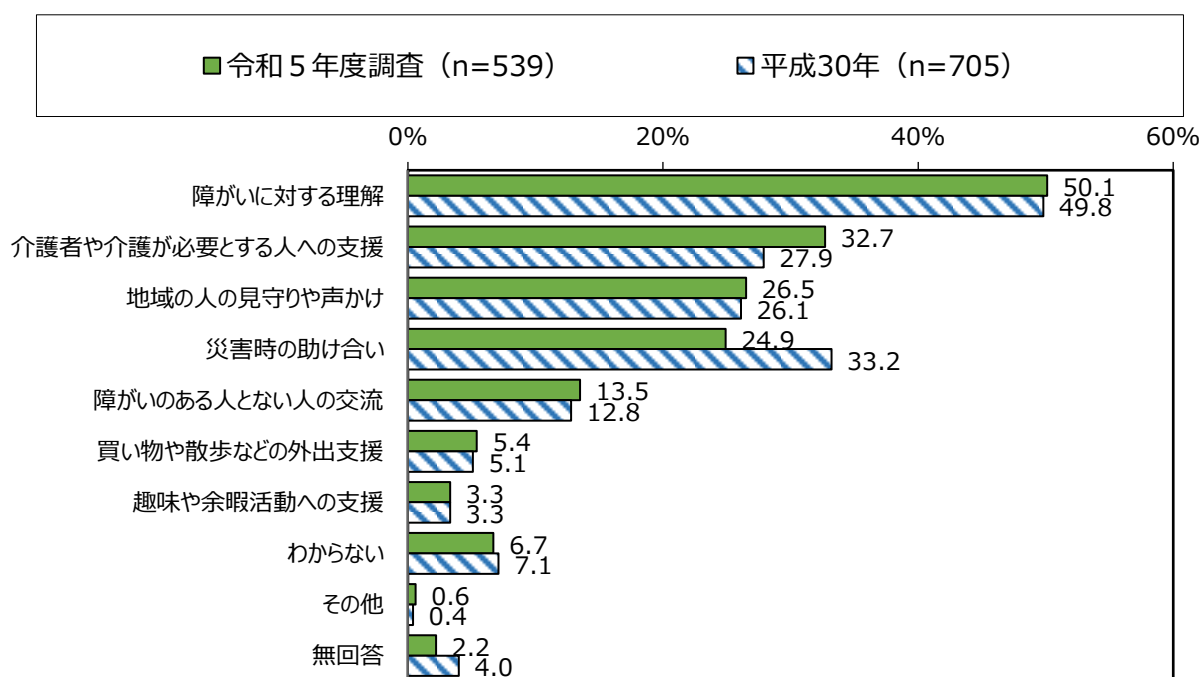
## (4) 結果概要

### ①障がいのある人に対して、地域として取り組むべきこと

問 14 あなたは障がいのある人に対して、地域として取り組むべきことは何だと思いますか。(○は2つまで)

障がいのある人に対し地域として取り組むべきことについては、「障がいに対する理解」が50.1%と最も高く、次いで「介護者や介護が必要とする人への支援」が32.7%（前回27.9%）、「地域の人の見守りや声かけ」が26.5%（前回26.1%）、「災害時の助け合い」が24.9%（前回33.2%）となっています。また、「障がいのある人とない人の交流」については、13.5%（前回12.8%）と微増する結果となりました。

前回調査と比較してみると、第2位から第4位までに変動はあるものの、特に大きな変化は見られませんでした。



性別でみると、「障がいに対する理解」と回答した人の割合は、男性（47.6％）に比べ女性（52.7％）と5.1ポイント高くなっています。

年齢別でみると「障がいに対する理解」は10歳代～30歳代、「地域の人の見守りや声かけ」は60歳以上、「介護者や介護が必要とする人への支援」は40歳代から50歳代で高くなっています。

居住年数別でみると、「障がいに対する理解」は50年未満住んでいる人、「地域の人の見守りや声かけ」は20年以上住んでいる人、「介護者や介護が必要とする人への支援」は5年未満で高くなっています。

上段：件数／下段：％

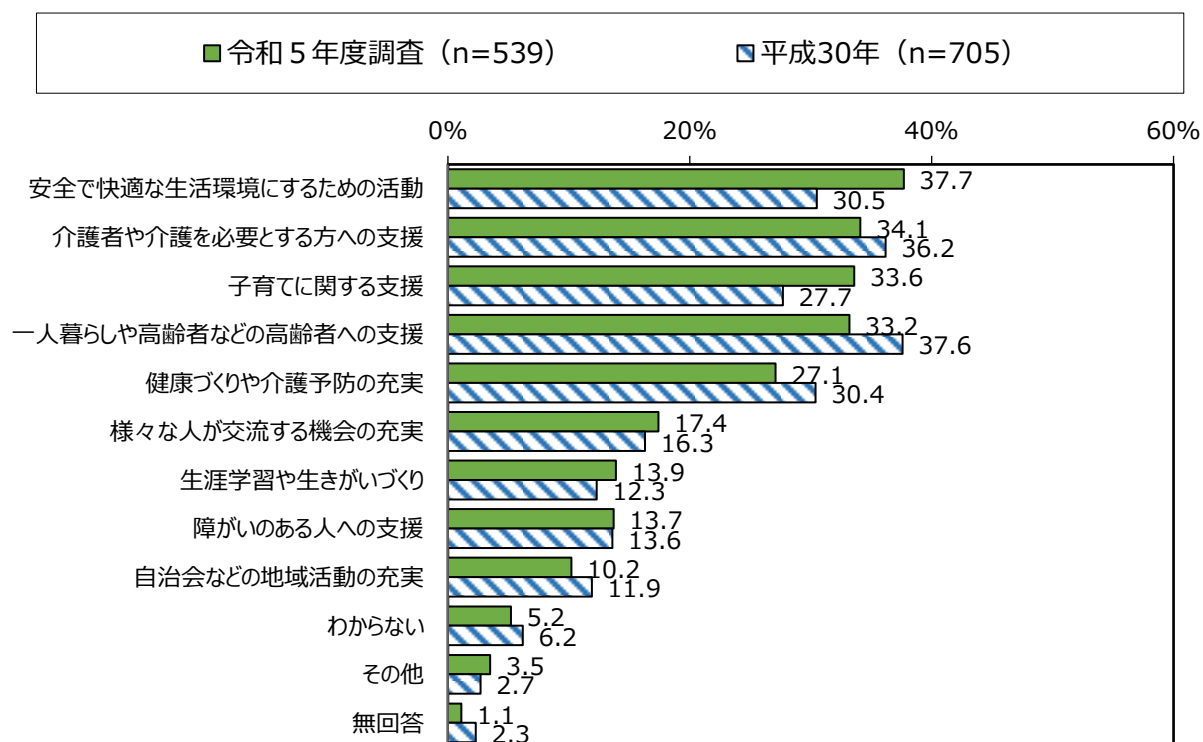
		全体	障がいのない人の交流	障がいに対する理解	地域の人の見守りや声かけ	介護者や介護が必要とする人への支援	買い物や散歩などの外出支援	趣味や余暇活動への支援	災害時の助け合い	わからない	その他	無回答	
全体		539	73	270	143	176	29	18	134	36	3	12	
		100	13.5	50.1	26.5	32.7	5.4	3.3	24.9	6.7	0.6	2.2	
性別	男性	208	32	99	50	63	9	8	55	12	1	4	
		100	15.4	47.6	24.0	30.3	4.3	3.8	26.4	5.8	0.5	1.9	
	女性	319	41	168	90	110	19	10	79	21	2	6	
		100	12.9	52.7	28.2	34.5	6.0	3.1	24.8	6.6	0.6	1.9	
その他又は答えたくない		6	0	1	1	1	1	0	0	3	0	0	
		100	0.0	16.7	16.7	16.7	16.7	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	
年齢別	10・20歳代	41	5	25	8	12	0	2	13	3	0	0	
		100	12.2	61.0	19.5	29.3	0.0	4.9	31.7	7.3	0.0	0.0	
	30歳代	63	8	44	7	22	4	4	15	4	0	0	
		100	12.7	69.8	11.1	34.9	6.3	6.3	23.8	6.3	0.0	0.0	
	40歳代	110	18	56	19	43	6	2	28	7	1	1	
		100	16.4	50.9	17.3	39.1	5.5	1.8	25.5	6.4	0.9	0.9	
	50歳代	83	8	43	18	32	5	4	23	6	0	0	
		100	9.6	51.8	21.7	38.6	6.0	4.8	27.7	7.2	0.0	0.0	
	60歳代	91	13	40	33	25	8	3	23	7	0	0	
		100	14.3	44.0	36.3	27.5	8.8	3.3	25.3	7.7	0.0	0.0	
	70歳以上	148	21	62	58	41	6	3	32	9	1	10	
		100	14.2	41.9	39.2	27.7	4.1	2.0	21.6	6.1	0.7	6.8	
	居住年数	5年未満	96	14	50	18	40	5	5	25	7	0	0
			100	14.6	52.1	18.8	41.7	5.2	5.2	26.0	7.3	0.0	0.0
5年～9年		66	9	38	13	24	2	1	19	5	0	0	
		100	13.6	57.6	19.7	36.4	3.0	1.5	28.8	7.6	0.0	0.0	
10～19年		109	16	60	15	39	5	3	31	8	1	2	
		100	14.7	55.0	13.8	35.8	4.6	2.8	28.4	7.3	0.9	1.8	
20年～49年		191	21	96	69	53	13	7	40	13	0	5	
		100	11.0	50.3	36.1	27.7	6.8	3.7	20.9	6.8	0.0	2.6	
50年以上		75	13	26	28	19	4	2	19	3	2	4	
		100	17.3	34.7	37.3	25.3	5.3	2.7	25.3	4.0	2.7	5.3	

## ②住みやすい地域にするための重要な取組み

問 16 今後、より住みやすい地域とするために、どのような取組みが重要だと思いますか。(〇は3つまで)

住みやすい地域にするための重要な取組みについては、「安全で快適な生活環境にするための活動」が 37.7%と最も高く、前回最も高かった「一人暮らしや高齢者などの高齢者への支援」は 33.2%（前回 37.6%）と第4位となりました。第2位には、「介護者や介護を必要とする方への支援」が 34.1%（前回 36.2%）、第3位には「子育てに関する支援」が 33.6%（前回 27.7%）となっています。

「障がいのある人への支援」は、13.7%（前回 13.6%）と微増する結果となりました。



性別でみると、「介護者や介護を必要とする方への支援」と回答した人の割合は、男性（28.4％）に比べ女性（38.2％）が9.8ポイント上回っています。

年齢別でみると、「介護者や介護を必要とする方への支援」は50～60歳代、「子育てに関する支援」は30歳代で高くなっています。また、「一人暮らしや高齢者など的高齢者への支援」は年齢が増すにつれて、高くなっているのに対し、「安全で快適な生活環境にするための活動」は30歳代と40歳代で4割以上を占めています。

居住年数別でみると、「子育てに関する支援」「安全で快適な生活環境にするための活動」は居住年数が短いほど占める割合は高くなっているのに対し、「健康づくりや介護予防の充実」は、居住年数が長い人ほど占める割合は高くなっています。また、「自治会などの地域活動の充実」は50年以上住んでいる人が高く、約2割を占めています。

上段：件数／下段：％

		全体	健康づくりや介護予防の充実	介護者や介護を必要とする方への支援	子育てに関する支援	一人暮らしや高齢者への支援	障がいのある人への支援	生涯学習や生きがいづくり	様々な人が交流する機会の充実	安全で快適な生活環境にするための活動	自治会などの地域の活動の充実	わからない	その他	無回答
全体		539	146	184	181	179	74	75	94	203	55	28	19	6
		100	27.1	34.1	33.6	33.2	13.7	13.9	17.4	37.7	10.2	5.2	3.5	1.1
性別	男性	208	67	59	72	64	20	29	27	90	27	10	9	1
		100	32.2	28.4	34.6	30.8	9.6	13.9	13.0	43.3	13.0	4.8	4.3	0.5
	女性	319	78	122	109	109	53	45	64	109	27	16	10	5
		100	24.5	38.2	34.2	34.2	16.6	14.1	20.1	34.2	8.5	5.0	3.1	1.6
	その他又は答えたくない	6	1	1	0	3	1	0	1	3	0	2	0	0
		100	16.7	16.7	0.0	50.0	16.7	0.0	16.7	50.0	0.0	33.3	0.0	0.0
年齢別	10・20歳代	41	11	11	22	4	7	3	3	16	1	7	2	0
		100	26.8	26.8	53.7	9.8	17.1	7.3	7.3	39.0	2.4	17.1	4.9	0.0
	30歳代	63	15	12	46	11	5	8	11	28	2	0	4	0
		100	23.8	19.0	73.0	17.5	7.9	12.7	17.5	44.4	3.2	0.0	6.3	0.0
	40歳代	110	17	36	55	36	14	9	23	54	4	4	5	1
		100	15.5	32.7	50.0	32.7	12.7	8.2	20.9	49.1	3.6	3.6	4.5	0.9
	50歳代	83	22	33	26	31	11	16	10	29	9	7	3	1
		100	26.5	39.8	31.3	37.3	13.3	19.3	12.0	34.9	10.8	8.4	3.6	1.2
	60歳代	91	29	36	13	33	16	20	21	36	8	4	2	0
		100	31.9	39.6	14.3	36.3	17.6	22.0	23.1	39.6	8.8	4.4	2.2	0.0
70歳以上	148	52	55	19	63	21	18	24	40	31	6	3	4	
	100	35.1	37.2	12.8	42.6	14.2	12.2	16.2	27.0	20.9	4.1	2.0	2.7	
居住年数	5年未満	96	19	29	47	29	16	10	15	43	3	6	3	0
		100	19.8	30.2	49.0	30.2	16.7	10.4	15.6	44.8	3.1	6.3	3.1	0.0
	5年～9年	66	18	18	35	20	8	10	9	31	4	1	3	0
		100	27.3	27.3	53.0	30.3	12.1	15.2	13.6	47.0	6.1	1.5	4.5	0.0
	10～19年	109	19	37	49	27	15	16	17	47	4	10	5	1
		100	17.4	33.9	45.0	24.8	13.8	14.7	15.6	43.1	3.7	9.2	4.6	0.9
	20年～49年	191	61	75	35	67	23	29	40	62	28	10	4	4
		100	31.9	39.3	18.3	35.1	12.0	15.2	20.9	32.5	14.7	5.2	2.1	2.1
50年以上	75	29	24	15	35	12	10	12	20	16	1	4	1	
	100	38.7	32.0	20.0	46.7	16.0	13.3	16.0	26.7	21.3	1.3	5.3	1.3	

## 2 豊山町障害者福祉審議会

### ①豊山町障害者福祉審議会委員名簿

No.	区分	職名・団体名等	委員氏名
1	学識経験者	日本福祉大学准教授	今井 理恵
2		いなざわ特別支援学校教諭	仲 綾乃
3	医療及び保健関係団体の代表者	特定非営利法人太陽 七彩工房代表	丹羽 孝旨
4	福祉関係団体の代表者	社会福祉協議会代表	岡島 義広
5		民生委員協議会代表	岡島 千衣子
6		福祉作業所保護者会代表	伊礼 京子
7	福祉ボランティア団体の代表者	点字友の会代表	河村 環
8		手話サークル豊友代表	安藤 省子
9	一般公募	一般公募	大野 安彦

## ②豊山町障害者福祉審議会条例

平成14年3月29日

条例第6号

(設置)

第1条 障害者に対する福祉及び保健に関する施策を総合的、体系的に企画立案し、かつ、計画的な推進を図り、もって障害者の福祉の増進及び生活の安定向上に資するため、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づく町長の附属機関として豊山町障害者福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 町長から諮問を受けた障害者の福祉、保健に関する計画及び施策の策定並びにその変更に関する事項
- (2) 障害者の福祉及び保健に関する計画の進捗状況の点検に関する事項
- (3) 障害者福祉に関する事務事業の点検及び評価に関する事項
- (4) 障害者福祉施設の管理運営に関する事項

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から町長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 医療及び保健関係団体の代表者
- (3) 福祉関係団体の代表者
- (4) 福祉ボランティア団体の代表者
- (5) 一般公募により選出された者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職

務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開催することができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、生活福祉部福祉課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

### ③諮問書

5 豊福第 9 4 8 号  
令和 5 年 8 月 30 日

豊山町障害者福祉審議会  
会 長 今 井 理 恵 様

豊山町長 鈴 木 邦 尚

豊山町障害者福祉計画（第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画）（案）の策定について（諮問）

豊山町障害者福祉計画（第 7 期障害福祉計画・第 3 期障害児福祉計画）の策定にあたり、豊山町障害者福祉審議会条例（平成 1 4 年豊山町条例第 6 号）第 2 条第 1 号に基づき、貴審議会の意見を求めます。



#### ④答申書

令和6年2月20日

豊山町長 鈴木 邦尚 様

豊山町障害者福祉審議会  
会長 今井 理 恵

豊山町障害者福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）  
（案）について（答申）

貴職より、令和5年8月30日付け5豊福第948号で諮問のありました豊山町障害者福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）（案）について、下記のとおり答申します。

#### 記

豊山町障害者福祉計画（第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画）（案）については、妥当と認める。

なお、計画の具体的施策については、点検・評価をされるとともに、必要な対策を講じて実現に向けて努力されたい。

### 3 計画の策定経過

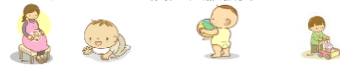
開催日	審議内容等
第1回障害者福祉審議会 令和5年8月30日(水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第5次障害者計画実績報告(令和4年度実績)</li> <li>(2) 第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画における取組進捗状況</li> <li>(3) 豊山町第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画策定にあたって</li> </ul>
第2回障害者福祉審議会 令和5年12月8日(金)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 第4次豊山町地域福祉計画及び地域福祉活動計画アンケート調査結果の速報について</li> <li>(2) 豊山町障害者福祉計画(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)の骨子案について</li> </ul>
パブリックコメント 令和6年1月15日(月)～ 令和6年1月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 情報公開コーナー、福祉課窓口や町公式ホームページで計画案を公開し、郵送やメールなどで意見を集約</li> </ul>
第3回障害者福祉審議会 令和6年2月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) パブリックコメントの結果報告</li> <li>(2) 豊山町障害者福祉計画(第7期障害福祉計画・第3期障害児福祉計画)(案)について</li> </ul>

## 4 ライフステージ相談・支援チャート

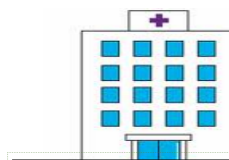
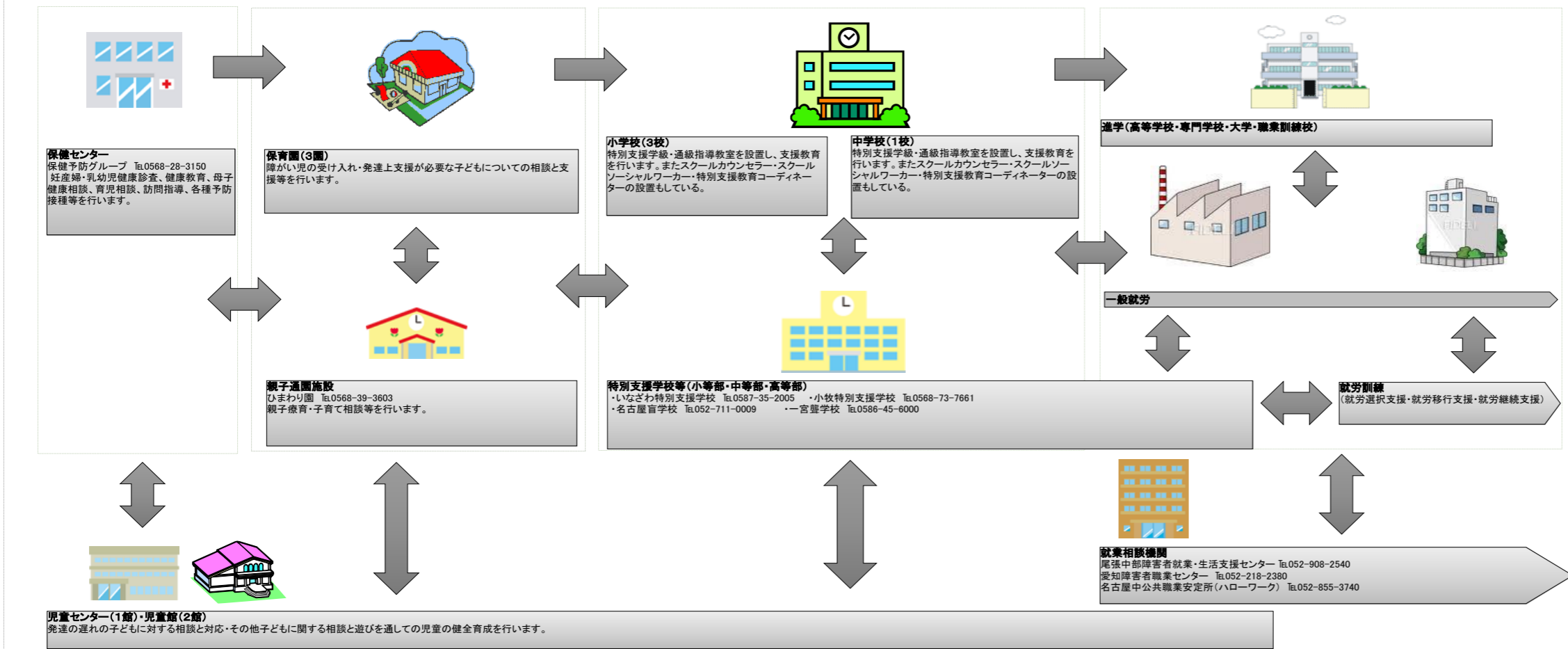
### 豊山町ライフステージ相談・支援詳細チャート

分野	機関 / 年齢	出生前			出生～就園前			就園～就学前					就学(小学生)			就学(中学生)			就学(高校生)			就学(大学生)・就労		就労・居宅生活	
		0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳以降
医療 保健	保健センター	<p>妊産婦・乳児健康診査&lt;妊産婦健康診査・妊産婦歯科健診・乳児健康診査&gt;                      乳幼児健康診査(3か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児)                      母子健康相談事業&lt;親子健康手帳交付・妊婦相談・あかちゃん相談・乳幼児健康相談(こども健康相談)・発達相談・離乳食指導(3か月児健診)・栄養相談(10か月児・1歳6か月児・3歳児健診)&gt;                      母子健康教育事業&lt;ニューファミリー教室・あかちゃん広場・子育て支援教室(いっしょにあそび)・幼児健診事後教室(ひよこの会)・母親支援教室(あかちゃんとママのすこやかタイム)・ブックスタート&gt;                      産後ケア事業                      訪問指導事業                      歯科保健&lt;ニューファミリー教室・歯科保健指導(10か月児健診)・歯科健診(1歳6か月児・3歳児)・すくすく相談・歯科健診(2歳児・2歳6か月児)・歯の健康センター&gt;                      予防接種&lt;ヒブ・小児用肺炎球菌・B型肝炎・四種混合・ロタウイルス・BCG・麻疹風疹混合(MR)・水痘(水ぼうそう)・日本脳炎・二種混合・子宮頸がん予防ワクチン&gt;                      その他&lt;一般不妊治療費助成事業・出産・子育て応援交付金&gt;                      がん患者アピアランスケア用品購入費補助事業・若年がん患者ターミナルケア支援事業(0歳～39歳)・骨髄移植ドナー等支援事業</p>																							
	清須保健所	<p>健康支援課                      難病の方の相談や家庭訪問、患者・家族教室の開催                      精神保健福祉相談&lt;メンタルヘルス相談、医療・保護・保健及び福祉の相談、自殺・ひきこもりなど心の健康相談&gt;                      社会復帰教室・その他家族のつどい等の開催</p>																							
保育 福祉	親子通園施設ひまわり園	<p>親子療育事業&lt;親子療育・体験療育・母親のレスパイト&gt;                      相談支援&lt;個別相談・卒園児OB相談・心理士発達相談・青い鳥療育相談の同行、同席・母親交流会・児相発達相談&gt;                      その他&lt;保育園との懇談会・就園に向けての保育園見学・地域交流(クリスマス会、保育園園庭開放、親の会)&gt;</p>																							
	子ども応援課	<p>子育てに関する事業(子育て講座・交流会・地域支援・その他行事)                      相談事業(電話・対面)                      保育園未就園事業(園庭開放・地域交流)                      一時的保育園(3ヶ所)                      障害児の受け入れ・発達上支援が必要な子どもについての相談と支援                      障害児等療育支援事業(年間)</p>																							
	児童館	<p>子育て相談(電話相談・面接相談・発達相談)・未就園児親子支援事業・児童相談(発達の遅れの子どもに対する相談と対応、その他子どもに関する相談と遊びを通しての児童の健全育成)                      放課後児童クラブ(学校休業日や放課後における留守家庭児童の支援)(志水なかよし会のみ志水小学校内)</p>																							
	家庭児童相談	<p>家庭児童相談(しつけ・育児の相談、発達・行動面での相談、その他子どもに関する相談援助)、中央児童・障害者相談センター出張相談(発達相談)</p>																							
	子ども応援グループ	<p>子育てに関する事業(産前産後ヘルパー)                      子育てに関する事業(ファミリーサポートセンター事業)                      子育て相談(電話・面接)                      児童手当&lt;児童扶養手当・県遺児手当・町子ども福祉手当(ひとり親家庭等の手当)・児童手当&gt;</p>																							
	福祉課	<p>福祉グループ                      障害者手帳申請受付(身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳)                      障がい福祉サービス支給&lt;自立支援給付(介護給付・訓練等給付自立支援医療・補装具費等)・地域生活支援事業(移動支援・日中一時支援・訪問入浴・日常生活用具等)&gt;                      障害者手当申請受付&lt;特別障害者手当・障害児福祉手当・在宅重度障害者手当・特別児童扶養手当&gt;                      自立支援医療申請受付                      ころの健康相談                      障がいに関する相談</p>																							
豊山町社会福祉協議会	相談支援事業所	<p>地域福祉サービス全般&lt;情報提供・日常生活自立事業・貸付相談等・ヘルパーステーションしいの木の運営・福祉作業所の運営&gt;・その他障がいに伴う相談・認定区分調査</p>																							
愛知県福祉相談センター	中央児童・障害者相談センター	<p>児童の養護相談、障がいのある方への相談・手帳等の判定業務等</p>																							
愛知県医療療育センター	あいち発達障害者支援センター	<p>発達障がいに関する相談や支援・事例検討等の支援</p>																							
教育	学校教育課	学校教育グループ	<p>就学相談・教育相談                      私立幼稚園副食費補助                      就学時健診                      教育支援センター(教育相談、不登校児童生徒への自立支援等)                      就学援助費・特別支援教育就学奨励費支給                      私立高等学校等授業料補助</p>																						
	小学校 中学校	<p>特別支援学級・通級指導教室                      教育相談・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー</p>																							
	愛知県特別支援教育課	特別支援学校	<p>小等部・中等部・高等部&lt;訪問教育・施設内教育&gt;</p>																						

豊山町ライフステージ相談・支援機関チャート



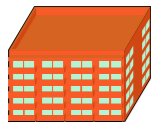
出生前	出生～就学前			就園～就学前				就学(小学生)					就学(中学生)			就学(高校生)			就学(大学生)・就労				就労・居宅生活	
	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	7歳	8歳	9歳	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	20歳	21歳	22歳	23歳以降



**各種医療機関**  
健康診査・発達検査・その他疾病の治療を行います。

**各種障害福祉サービス提供事業所**

障害者自立支援法に基づくサービスの提供を行います。  
訪問系サービス(居宅介護・行動支援等)・日中系サービス(児童発達支援・放課後等デイサービス・生活介護・就労継続支援等)・居住系サービス(入所施設支援・共同生活援助等)



**福祉課 福祉グループ** ℡0568-28-0912  
障害者手帳・手当・福祉サービス等の申請受付やその他障がいに関する相談を行います。

**相談支援事業所** 豊山町社会福祉協議会(知的・身体) ℡0568-29-0002 愛知県青い鳥医療教育センター(障害児) ℡052-501-4079 障害者相談支援センター社の風(知的・身体) ℡0568-23-1550 特定非営利法人太陽(精神) ℡0568-25-0631  
障がい福祉サービス全般の相談と利用援助、その他障がいに関する相談を行います。

**愛知県中央児童・障害者相談センター** ℡052-961-7250  
児童の養護相談、障害のある方への相談・手帳等の判定業務等を行います。

**あいち発達障害者支援センター** ℡0568-88-0849(代表)  
発達障がいに関する相談や支援・事例検討等の支援等を行います。

**清須保健所** ℡052-401-2100  
難病患者・家族等の相談、精神保健福祉相談、自殺・ひきこもりの相談等を行います。

## 5 用語集

### 【あ行】

#### ●アクセシビリティ

情報やサービス、ソフトウェア等に関する利用のしやすさの度合いのことです。

#### ●医療的ケア

たんの吸引や鼻などから管を通して栄養剤を流し込む経管栄養など、在宅で家族が日常的に行っている医療的介助行為を指します。医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼びます。

#### ●インクルージョン

包括、包含を意味する言葉で、福祉分野においては、介護や障がいなどの有無を問わず、すべての人が差別なく受け入れられる社会を指します。社会的包摂ともいいます。

#### ●尾張中部福祉の杜

「社会福祉法人 西春日井福祉会」が運営する障がい者支援施設です。

### 【か行】

#### ●基幹相談支援センター

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設です。

#### ●豊山町地域福祉計画・地域福祉活動計画

「地域福祉計画」は、社会福祉法に基づき町民が抱える様々な生活課題を福祉サービスや地域の支え合い活動によって解決していくための計画です。

また、本計画は豊山町社会福祉協議会が地域福祉に関する施策・事業をどのように推進するかを定める「地域福祉活動計画」と一体的に策定しています。

#### ●グループホーム

認知症高齢者や障がい者等が、家庭的な環境と地域住民との交流のもと、住み慣れた環境で自立した生活を継続できるように、少人数で共同生活を営む住居です。障害者総合支援法においては、平成 26 年 4 月からケアホーム（共同生活介護）がグループホーム（共同生活援助）に一元化されたことにより、これまでケアホームのみで提供されていた「介護サービス※」がグループホームで提供されています。

※入浴、排泄又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うサービスです。

●ケアマネジメント

介護や支援を必要とする方やそのご家族に対して、それぞれのニーズに合った相談・調整を行い、効果的なサービスを提供することです。

●合理的配慮

障がい者を有する人に健常者と実質的に同じ権利を保障するために、適切な調整や変更を行うことです。

## 【さ行】

●社会的障壁

障がいのある人にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいいます。

●社会福祉協議会

社会福祉活動を推進することを目的として、社会福祉法に基づいて設置される営利を目的としない民間組織です。

●就労支援

障害者総合支援法が定める事業の1つです。就労の機会を提供する「就労継続支援」と知識や能力の向上を図る「就労移行支援」があります。

●手話通訳者設置事業

聴覚障がいのある人等の意思疎通の円滑化を推進するため、手話通訳を行う人を公的機関に設置する事業です。

●手話通訳者・要約筆記者派遣事業

障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業の1つで、聴覚障がい者を有する人が、日常生活上、手話通訳を必要とする場合や意思疎通を円滑にするため要約筆記を必要とする場合に、手話通訳者及び要約筆記者等を派遣する事業です。

●障害者基本法

障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律です。

●障害者差別解消法

すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として制定された法律です。

●障害者支援協議会

地域における障がい者等への支援体制に関する課題について情報を共有し、地域の実情に応じた体制の整備・関係機関等の連携を行うことで、障がい者等への支援体制の整備を図ることを目的として設置する機関です。地方公共団体が単独又は共同で設置しています。

●障害者総合支援法

地域社会における共生の実現に向けて、必要な障害福祉サービスの給付や地域生活支援事業等の支援を総合的に行うことを定めた法律です。

●障害者の権利に関する条約

障がい者を有する人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者を有する人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者を有する人の権利の実現のための措置等について定めた条約です。

●障害者優先調達推進法

障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ることを目的とした法律です。

●障害福祉計画策定基本指針

障害福祉計画の策定にあたり、基本となる理念、サービス見込量の算定の考え方、計画的な基盤整備を進めるための取組などを国が定めたものです。

●自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）

心身の障がいを除去・軽減するための医療について、医療費の自己負担額を軽減する公費負担医療制度です。対象者は、精神通院（統合失調症などの精神疾患を有する人で、通院による精神医療を継続的に要する方）、更生医療（身体障害者手帳の交付を受けた方で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる18歳以上の方）、育成医療（身体に障がいを有する18歳未満の児童で、その障がいを除去・軽減する手術等の治療により確実に効果が期待できる方）です。

●成年後見制度

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が不十分な方々の財産管理や身上監護を家庭裁判所が選任した成年後見人等が行うことにより、本人の権利とくらしを守る制度です。

## 【た行】

### ●地域生活支援事業

障害者総合支援法第 77 条の規定に基づき、障がい者を有する人が地域で自立した日常生活や社会生活（就労等）を営むことができるよう、本町の社会資源や利用者の状況に応じて柔軟に実施するものです。

### ●特別支援学級

小学校・中学校等に置かれる、教育上特別な支援を必要とする児童生徒のための学級です。

## 【な行】

### ●難病

原因不明の難治性疾患を総称する一般用語で、「難病対策要綱」によれば、① 原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残す恐れが少ない疾病で、② 経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため家族の負担が重く、また精神的に負担の大きい疾病となっています。令和 5 年 3 月 1 日現在、指定難病は 338 疾病となっています。

### ●日常生活自立支援事業

認知症高齢者、知的障がい者を有する人、精神障がい者を有する人等のうち判断能力が不十分な人が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行う事業です。

### ●日中活動系サービス

日中に施設に通うなどして、介護や訓練などを受ける、障害者総合支援法に基づくサービスのことです。

## 【は行】

### ●8050 問題

50 代前後のひきこもりの子どもを 80 代前後の親が養っている世帯を象徴した言葉です。

### ●発達障がい

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい<sup>※</sup>、学習障がい<sup>※</sup>、注意欠如／多動性障がい<sup>※</sup>その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が、通常、低年齢において発現する障がいを言います。2005（平成 17）年 4 月に、早期発見、ライフステージ（人生の段階的区分）に対応した発達支援に関する国及び地方公共団体の責務を明らかにした発達障害者支援法が施行されました。



※自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい

自閉症は、「対人関係の障がい」「コミュニケーションの障がい」「活動や興味の偏り」の3つが特徴的な症状である障がいです。知的障がいを伴う場合と伴わない場合もあり、知的障がいを伴わない人を高機能自閉症と呼びます。また、言語発達に遅れのない人をアスペルガー症候群と呼びます。これらはまったく別の障がいではなく、対人関係の障がいやコミュニケーションの障がい、活動や興味の偏りのあるところでは共通しています。自閉症を中心としたその周辺の対人的相互作用に困難さがある障がいを総称して広汎性発達障がいとされています。

※学習障がい（LD）

基本的には知的発達に遅れがないにもかかわらず、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すさまざまな状態を指します。原因としては、中枢神経系に何らかの機能障がいがあると推定されていますが、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、情緒障がいなどの障がいや、環境的な要因が直接の原因となるものではないと定義されています。

※注意欠如／多動性障がい（AD／HD）

年齢や発達水準に相応しくないほどの不注意、多動性、衝動性を特徴とする行動の障がいです。これら3つの特徴については、①集中できない、気が散りやすい、忘れっぽいなど（不注意）②落ち着きがない、座ることができない、しゃべりすぎなど（多動性）③質問が終わらないうちに答えてしまう、順番が待てないなど（衝動性）の状態が見られ、家庭生活や学業、仕事などさまざまな場面で生じ支障をきたします。

●ピアサポート

障がいを有する人等やその家族が互いの悩みを解消することや情報交換のできる交流会活動を支援することです。

●ペアレントトレーニング

保護者が子どもとのより良い関わり方を学びながら、日常の子育ての困りごとを解消し、楽しく子育てができるよう支援する保護者向けのプログラムです。当初、知的障がいや発達障がいのある子どもを持つ家庭向けに開発されましたが、現在は幅広い目的や方法で展開されています。

●ペアレントプログラム

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された、グループ・プログラムです。発達障がいやその傾向のある子どもをもつ保護者だけでなく、さまざまな悩みをもつ多くの保護者に有効とされています。

●ペアレントメンター

自らも発達障がいのある子育てを経験し、かつ相談支援に関する一定のトレーニングを受けた親を指します。メンターは、同じような発達障がいのある子どもをもつ親に対して、共感的なサポートを行い、地域資源についての情報を提供することができます。高い共感性に基づくメンターによる支援は、専門家による支援とは違った効果があることが指摘され、厚生労働省においても有効な家族支援システムとして推奨されています。

●保健師

地区活動や健康教育、保健指導などを通じて、疾病の予防や健康増進など、公衆衛生活動を行う地域看護の専門職です。

●ボランティア

自主的に社会事業などに参加し、無償の奉仕活動をする人々を指します。

## 【や行】

●要約筆記

聴覚に障がいがある人のために、その場で話されている内容を即時に要約して文字にすることです。ノートなどの筆記具を使うほか、OHP やパソコンを利用して、講義や談話などの内容をスクリーンに写し出すなどの方法があります。

## 【ら行】

●ライフステージ

人が生まれてから死ぬまでの各段階のことを言います。乳幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などの段階があります。出生、入学、卒業、就職、結婚、子どもの誕生、子どもの独立、退職など人生の節目ごとに段階にも区分されます。

豊山町障害者福祉計画  
第7期障害福祉計画  
第3期障害児福祉計画  
令和6年3月

---

発行 豊山町 生活福祉部 福祉課  
〒480-0292 愛知県豊山町大字豊場字新栄 260 番地  
TEL 0568-28-0912  
FAX 0568-28-2870

---